



みんなで作る
北区景観づくり
ガイドライン

平成27年9月
東京都北区



はじめに ガイドラインの目的と使い方

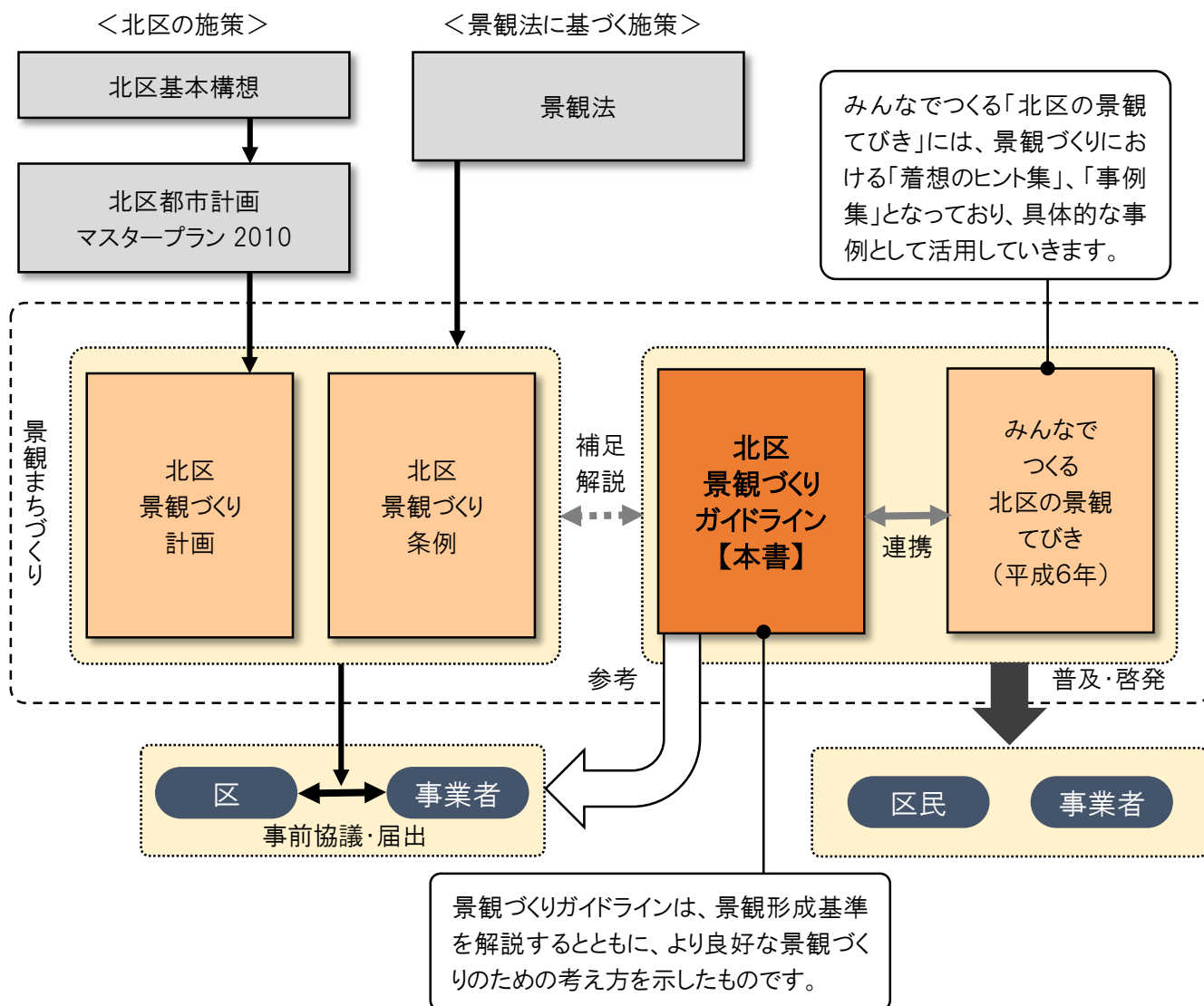
1. 目的と位置づけ

「北区景観づくり計画」に位置付けられている「景観まちづくりの基本目標」、「良好な景観づくりに関する方針」や「景観形成基準」を踏まえて、景観づくりを実現するための考え方をわかりやすく示すとともに、実際の景観づくりを進めるためのガイドラインとして活用することを目的とします。

本ガイドブックは、区民・事業者が、景観まちづくりに自ら関わることにより良好な景観づくりを進めるための手引きであり、事前協議などの届出における手続きのマニュアルとなります。

また、北区の公共施設等においては、暮らしの基盤となるだけでなく、多くの人が利用し、北区を印象付ける重要な景観要素となっていることから、区民・事業者とともに良好な景観づくりに向けた配慮事項を共有化することにより、地域の良好な景観づくりを先導していきます。

2. 本ガイドラインの位置づけ



3. 本ガイドラインの使い方

本ガイドラインは、景観づくりに関する「方針編」と景観法における景観形成基準の解説に関する「基準編」から構成されています。景観づくりを進めるにあたり、本ガイドラインが参考になるよう、区内での景観づくりの考え方やポイントを示しています。

		ページ 番号
方針編	第1章 景観まちづくりの進め方	5
	1. 景観まちづくりとは	5
	2. 景観まちづくりの基本目標	5
	3. 区民、事業者、北区の役割	6
	第2章 身のまわりから始まる景観づくり	7
	1. 景観づくりへの理解を深めましょう	7
	2. 一人ひとりが身近な景観づくりに取り組みましょう	8
	3. 景観づくりに積極的に参画しましょう	9
第3章 ふちどり・ほねぐみの景観づくり	10	
1. ふちどりの景観づくり	10	
2. ほねぐみの景観づくり	12	
第4章 かいわい・まちすじの景観づくり	14	
1. かいわいの景観づくり	14	
2. まちすじの景観づくり	15	
基準編	第5章 景観形成基準の解説	17
	1. 景観形成基準の構成	17
	2. 景観形成基準の解説	18
	第6章 色彩の基準	33
	1. 色彩基準とは	33
	2. 色彩基準と配慮事項	34
	第7章 公共施設等の景観づくりへの配慮事項	37
	第8章 事前協議と届出による景観づくり	40
1. 事前協議と届出の種類・規模・時期	40	
2. 手続きの流れ	42	
資料編	1 各かいわいと特定地区の区域図	45
	2 景観形成基準の逆引き	46
	3 カラーチャート	50
	4 周辺区市における景観計画策定状況	53

景観まちづくりを進めるための考え方やポイントを取りまとめています。
※景観まちづくりを進める際の参考としてください。

建築物等の建築等において、良好な景観づくりを進めるための基準や届出方法を取りまとめています。
※建築物等を計画する際の参考としてください。

凡例

⇒てびき【〇〇】 : 「みんなでつくる北区の景観てびき」のページ番号を示す。

方 針 編

第1章 景観まちづくりの進め方

1. 景観まちづくりとは

景観まちづくりの基本は、北区に住み、働き憩う、区民や事業者をはじめとした人々の一人ひとりが、身の周りの景観に心を配り、より望ましい景観をつくるために取り組むことにあります。まちなみを整えていくこと、北区の景観をつくる河川や低地、崖線や台地などの地形・地物を活かすこと、さらに、単なる眺めのみならず、祭りや風物、にぎわいや雰囲気といった歴史・文化・観光としての側面なども考えながら、総合的に景観まちづくりを進めることが必要となります。

このため、次の3つの視点により、景観まちづくりに取り組むこととします。

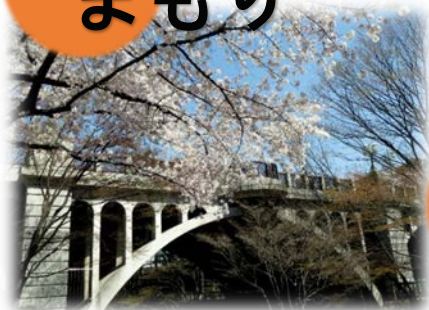
- 景観まちづくりは、協働のまちづくりである
- 景観まちづくりは、関係づくりである
- 景観まちづくりは、都市文化づくりである

2. 景観まちづくりの基本目標

区民とともに **まもり つくり そだてる** 北区らしい景観をめざして

北区ならではの地形や自然、歴史や資源を活かし、区民、事業者及び行政を含め北区内に暮らす人々が力を合わせて、区民等が愛着を持ち、訪れる人が魅力を感じる北区の景観を「まもり、つくり、そだてる」という視点で、かけがえのない北区らしい景観まちづくりをめざします。

まもり



そだてる



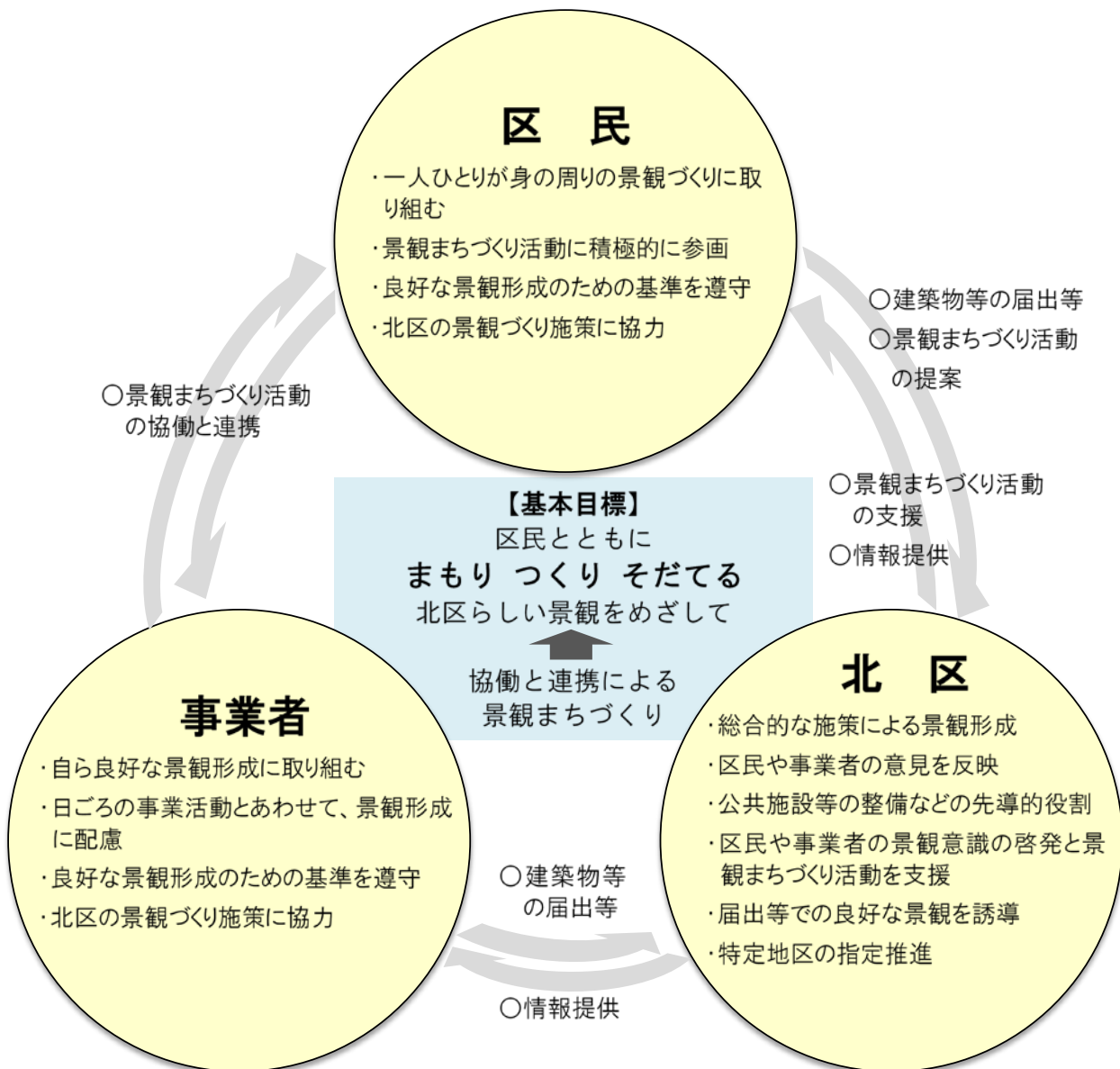
つくり



3. 区民、事業者、北区の役割

景観まちづくりは、一人ひとりが身の周りの景観に心を配り、より望ましい景観をつくることに取り組むことが重要となります。

このためには、区民・事業者・北区がそれぞれの役割を果たしながら、協働・連携して、良好な景観づくりに向けて、景観まちづくりを進めることが大切です。



第2章 身のまわりから始まる景観づくり

てびき【8～9頁】身のまわりの景観づくり

1. 景観づくりへの理解を深めましょう

景観づくりは、その地域に住む人が協力しあって作り上げていくものです。その第一歩として、自分たちが暮らす、働く、身の周りの環境に関心を持つことです。

身のまわりの景観に目を向け、より良い景観づくりを進めていくためにできることを考えてみましょう。

(1) 家から外に一步出る

➤ 皆さんが住んでいる地域は、どんな特徴があるのでしょうか？

区内には、様々な景観特性があります。また、多種多様な建物が建っており、地域によって身のまわりの景観は異なります。まずは、皆さんそれぞれで、自分が住んでいる地域を歩いてみて、身の周りの景観を知りましょう。



戸建住宅と桜並木が調和した地区

(2) 身のまわりで北区らしい、その地域らしいを見つける

➤ 皆さんのまわりには、どんな景観があったでしょうか？

昔からあるもの、新しくできたもの、きれいに整備されているもの、昔の面影が残るものと様々な景観があったかと思います。これら地域の特徴を踏まえ、北区らしい、またその地域らしい景観を見つけてみましょう。



戸建住宅が立ち並ぶ地区

(3) 他地域の景観と比べ、自分たちの自慢できる景観、改善する必要がある景観を見つける

➤ 北区らしい、またその地域らしい景観が見つかりましたか？

見つかった景観は、他の地域と比べ、自慢できるもの、また改善する必要があるものがあるかと思います。皆さんが住んでいる地域以外の景観にも目を止め、自分たちの地域の景観を見つめ直してみましょう。



高層の団地と緑地が調和した地区



木造住宅が密集している地区

2. 一人ひとりが身近な景観づくりに取り組みましょう

身のまわりの景観を意識し、一人ひとりの手でより良い景観を作ることで、皆さんの日々の暮らしの質が高まります。

一人ひとりのできるところから景観づくりに取り組み、それが近所や地区内に広がっていき、結果的に豊かな生活環境を形成していくことにつながっていきます。

(1) 家や建物のまわりを汚さない

▶ 皆さんの家や建物の周りは汚れていませんか？

景観は、一人ひとりの取組が積み重なって形成されています。まずは自分の家からはじめることが重要です。家の周りを汚さないことが景観づくりの基本的なことです。



家のまわりをきれいにしている

(2) 家や建物のまわりをきれいにする

▶ 家や建物のまわりを定期的にきれいにしていますか？

道路際や建物まわりが、きれいに手入れされていると誰もが心地よい気分となります。日頃から、家のまわりを整理・整頓し、きれいにするのが、景観づくりに大きく寄与しています。



軒先をきれいに整理している

(3) 庭や敷地内に花や樹木等を植樹する

▶ 皆さんの庭や敷地内は、花や植樹を行う等豊かな景観を演出していますか？

四季折々の季節の変化が感じられる草花を植え、彩りのある生活空間を形成しましょう。例えば、夏はスダレやみどりのカーテンといった季節感の感じることができる生活様式を取り入れることで、豊かな生活環境を創出することができます。



道路との境界にプランターを置き、
明るい道を演出する



みどりのカーテンなどを設置し、
夏らしさを演出する

3. 景観づくりに積極的に参画しましょう

地域全体で調和のとれた景観づくりの取組を進めていくためには、一人ひとりの取組に加え、その地域の住民や事業者と連携し、一体となった取組が重要不可欠です。

一体的な景観づくりを進めていくために、行政や、民間事業等で実施されている取組に積極的に参画していきましょう。また、ワークショップや講演会等に参加し、景観まちづくりへの機運を高め、区民や事業者、北区や専門家との協働・参画により、具体的な取組の検討を進めていきましょう。

(1) 道路や公園などの清掃活動、緑化活動等に参加する

○家や建物のまわりは一人ひとりがきれいにすればよいですが、道路や公園などの公共空間は、みんなで協力しあい、きれいにしていく必要があります。きれいな景観をつくるために、皆さん、地域の清掃活動や緑化活動に参加してみませんか？



子ども達による荒川の清掃活動

(2) 景観づくりのワークショップや講演会等に積極的に参加する

○身のまわりの景観や景観づくりを考えるポイントを自分一人で調べたり、考えたりすることは大変な作業です。行政や、民間事業等が主催している、景観の専門家を招いたシンポジウム・セミナーや、地域の歴史や景観を知るためのワークショップ・イベントに参加することで身のまわりの景観や景観づくりを考えるポイントを知る手がかりとなります。



景観づくりのワークショップ
(平成 25 年度 北区)

(3) 事業者や区、専門家等と連携し段階的に特定地区を目指す

○景観づくり協定や段階的に特定地区を目指すなど、具体的に地区の景観づくりを進めていくことができます。組織のメンバーと一緒に地域の歴史や景観づくりの手法などを検討し、場合によっては専門家やコンサルタント等を派遣し、技術的な支援を頂き、良好な景観づくりを実現することができます。



シンポジウム



西が丘地区景観形成地区に関する
意見交換会

第3章 ふちどり・ほねぐみの景観づくり

てびき【42～62 ㉟】“まちすじ”の景観づくり

「ふちどり」は、北区をふちどり、うるおいと魅力のある景観をつくりだす景観の要素です。また、「ほねぐみ」は、北区の景観やまちなみをつなぎ、まとめ、多くの人々に北区のイメージを印象付ける骨格となる景観の要素です。

これらは、暮らしの基盤となるだけでなく、多くの人々が利用し、北区を印象づける重要な景観要素であるため、「ふちどり」や「ほねぐみ」を活かし、周辺と一体となった景観づくりを図ります。

1. ふちどりの景観づくり

河川

北区の北側の低地には荒川、新河岸川、隅田川が流れています、台地には西側から石神井川が流れ、隅田川へ合流しています。これらの河川が、起伏に富む北区の地形をつくりだしました。

(1) 水辺の景観資源をまもります。

- 多様な生物が生息していたり、昔から地区住民に親しまれてきた歴史のある河川があります。これらの良好な水辺環境をまもるために、河川を構成している様々な資源を保全していきましょう。

(2) 区民がより水辺に親しむことができるように、河川の水辺空間の整備に努めます。

- 都市に残された貴重な自然的空間・生物の生息空間として、また、水に親しめるレクリエーションや防災空間として、河川沿いの水辺空間を、有効に活用し、ゆとりとうるおいを感じることができる親水空間にしていきましょう。

てびき【52 ㉟】親水性のある堤防・護岸にする

(3) 河川沿いから見たまちの景観に配慮し、河川にも顔を向けた沿川の景観づくりを進めます。

- 河川に建築物等の顔を向けることにより、水辺空間と密接したうるおいのある空間が形成されるため、河川と周辺地域が一体となった景観づくりを進めましょう。

てびき【53 ㉟】眺望に配慮する。【54 ㉟】水に映える効果を活かす



みどりなどうるおいのある空間となり、人々の憩いの場となっている。



遊歩道などが整備され、河川の自然空間を体感することができる。

公園 緑地

旧古河庭園や飛鳥山公園といった歴史的な公園をはじめ、清水坂公園、赤羽自然観察公園、中央公園など大きな公園が点在しているほか、各地区にはみどり豊かな公園があります。

(1) 既に形成されているみどりの景観資源をまもり、そだてます。

○公園や緑地は景観づくりのための重要な資源であり、地区の景観づくりの骨格となります。これらみどりを保全するとともに新たなみどりの創出を図り、うるおい豊かな景観づくりを図りましょう。

(2) 小規模でもみどりのうるおいを感じられる身近な空間の創出を図ります。

○身近なみどりは、区民のやすらぎの場となるだけでなく、動植物の生息の場ともなります。四季折々の草花、鳥や昆虫に親しむことができるなど、季節感にあふれた空間を創出しましょう。



住宅街でうるおい豊かな空間を形成している。



春は桜で満開となり、夏はみどりで生い茂り、季節感にあふれている。

崖線

武蔵野台地東端の崖線が北区の中央部を南北に走っており、北区の地形の豊かさをつくるとともに、崖線緑地による独特な景観をつくりだす景観資源となっています。崖線の上には眺望の良い地点も見られます。

(1) 既存のみどりを活かしながら連続性のある緑地帯に配慮しつつ、保全に努めます。

○崖線の緑地は、景観の中軸をなすみどりとして貴重な景観資源であることから、これらを保全や連続した緑化を図り、良好な景観を創出しましょう。

てびき【50頁】崖線をこわさないようにする

(2) 崖線の周囲のまちなみを整え、崖線の魅力を際立たせる景観づくりを進めます。

○崖線の起伏を活かした眺望景観を確保するとともに、起伏のある地形や坂道を活用するなど、崖線沿いの良好な景観を際立たせ、自然と調和した景観づくりに努めましょう。



崖線に緑化などを行い、自然と人工物が共存している。



崖線の起伏を活かした眺望景観を確保し、自然と調和させる。

2. ほねぐみの景観づくり

道路

首都高速王子線や環状8号線、環状7号線、明治通りが区内を横断しており、北本通りや本郷通りが区内を縦断しています。歴史的な位置づけのある旧中山道や旧岩槻街道などの道路も北区にはあります。

(1) 主要幹線道路などでは、植栽を整備するほか、無電柱化に努めるなど修景整備を図ります。

○沿道部分も含め地域の特性に合わせた植栽の整備や無電柱化に努めるなど、周辺との調和に配慮しましょう。

てびき【61 ㉟】豊かな街路樹を育てる。【62 ㉟】電線を地中化する

(2) 景観資源と近接して整備される道路については、景観資源への調和に配慮します。

○景観資源はその地域の景観づくりに非常に貴重なものです。その景観資源と調和した色彩や材料を用いるなどの配慮をすることで、景観資源をより活かしていきましょう。

てびき【31 ㉟】歴史的資源を景観づくりに活用する。【48 ㉟】まちかどの歴史的資源を生かす

(3) 幹線道路の沿道では、建築物の高さやデザイン、色彩などを誘導し、周辺との調和やスカイラインの形成に配慮した景観づくりを図ります。

○幹線道路の沿道では、高い建築物が建ちやすいため、歩行空間などの圧迫感やスカイラインなどを鑑みて、建築物の高さを設定しましょう。また、万が一高くなった場合、デザインや形状、色彩などを考慮し、周辺との調和に配慮しましょう。



沿道部分に、樹木を植栽し、周辺のまちなみと調和している。



スカイラインを統一させ、周辺とのまちなみに調和している。

鉄道

交通網が発達しており、交通利便性が高い地域となっています。崖線に沿って鉄道が区内を縦断しており、景観資源にもなっている路面電車の都電荒川線など特徴的な景観資源を有しています。

(1) 電車の中からの景観、電車を眺める景観、高架や高架下の景観に配慮します。

- 崖線に沿って区内を縦断しており、鉄道施設や鉄道が走る風景は、北区の景観資源となっています。その風景が区民に親しまれており、これらの景観に配慮した景観づくりに努めましょう。

てびき【65 ㄱ】高架部分のデザインを工夫する。【67 ㄱ】電車に見える空間に工夫する
【66 ㄱ】高架と一体となった施設をつくり、高架が見えないようにする。高架下を利用する

(2) プラットホームからの景観に配慮します。

- プラットホームからの景観は、その地域の印象となります。電車に乗る方が良い印象が残るよう見え方に配慮しましょう。

てびき【67 ㄱ】駅のホームから見える風景を考える

(3) 鉄道資源を活かした景観づくりを進めます。

- 区内には鉄道が見える視点場が多く存在します。景観資源でもある鉄道とその風景が調和した景観に配慮しましょう。

てびき【67 ㄱ】電車に見える空間を工夫する。【68 ㄱ】都電沿線からの風景を考える



鉄道施設を見渡すことができる視点場。



景観資源である飛鳥山と都電荒川線が良好な景観を生み出している。

第4章 かいわい・まちすじの景観づくり

てびき【10～49頁】“かいわい”の景観づくり

「かいわい」とは、歩いて回れる程度の広がりを持った身近な生活空間のまとまりである景観の要素です。

「まちすじ」とは、通勤通学や買い物など日常生活で親しまれている道で、かいわいや景観資源をまとめ、結ぶ景観の要素です。

区民の日々の生活がかたちづくる「かいわい」や「まちすじ」の景観は、庶民的で下町らしさやあたたかさを感じさせる、北区の魅力となっています。生活に密着した「かいわい」や「まちすじ」を活かし、身近なコミュニティを大切にしながら景観づくりを進めていきます。

1. かいわいの景観づくり

(1) 「かいわい」単位を目安にまとまりと調和のある景観づくりを図ります。

○区内には、その地域ごとの特徴があります。これらを踏まえてまとめた、7つの地域別の良好な景観づくりに関する方針と各かいわいの方針をもとにまとまりと調和のある景観に配慮しましょう。



浮間地域
(都立浮間公園)



赤羽東地域
(LaLa ガーデン)



赤羽西地域
(赤羽台団地)



王子東地域
(北とぴあ)



王子西地域
(十条銀座商店街)



滝野川東地域
(車両センター脇桜並木)



滝野川西地域
(西ヶ原一里塚)

(2) 身近な生活空間をより良くする景観づくりを進めます。

○区では、良好な景観づくりを進めていくために、景観形成基準を設け、景観づくりの誘導を行っています。本ガイドラインを参考に、地域で育まれてきた歴史・文化・自然資源などの特徴を踏まえ、周辺からの見え方や周辺のまちなみ、景観資源等とのつながりに配慮しましょう。

2. まちすじの景観づくり

(1) 身近で親しみ深く、回遊を促す景観づくりに努めます。

てびき【43 号】 沿道を緑化する

○歩行者が心地よく回遊できるよう、日常生活で親しまれ地域の個性を印象づける景観づくりを進め、良好な歩行空間を形成しましょう。



・桜並木と周辺の木々がかいわいをつないでいる。



・みどりにより、心地よい歩行空間を形成している。

(2) 駅と公共施設等を結ぶ経路などは、重点的に歩行者に優しい道づくりに努めます。

てびき【42 号】 歩きやすい路面をデザインする

○多くの地域住民が利用する経路などは、ユニバーサルデザインや、バリアフリー等を踏まえる中で、景観的にも配慮した道路空間に努めましょう。



・歩行者が安全に歩けるよう、幅員を広く取った歩行者空間を設けている。



・集客施設までの経路は人が多く利用するため、平坦で安全な歩行空間とする。

(3) 道路との境界部分は、生垣にするなどみどりを確保し、歩いてやすらぎを感じる身近な「まちすじ」をつくります。

てびき【43 号】 まちすじを緑化する

○沿道空間は、生垣にするなど、壁面の緑化などを誘導し、既存のみどりとの連続性を図るなど、うまいのある空間を形成しましょう。



・沿道空間を植栽等で彩り、良好な歩行空間を形成している。



・沿道側に植栽し、神社の既存のみどりとの連続性を図る。

(4) 歴史的な道の沿道では、景観資源を活かし、歴史的な深みを持った景観づくりを進めます。

てびき【48 号】 まちかどの歴史的資源を生かす

○昔の街道といった歴史的な道の沿道は、その地域で育まれてきた歴史的資源を活かし、引き立たせるよう、文化の香り漂う個性ある景観づくりを進めましょう。



・旧中山道の歴史性や商店街などの親しみやすさを感じることができる。



・日光御成道の名残である歴史的資源との調和を図る。

基 準 編

第5章 景観形成基準の解説

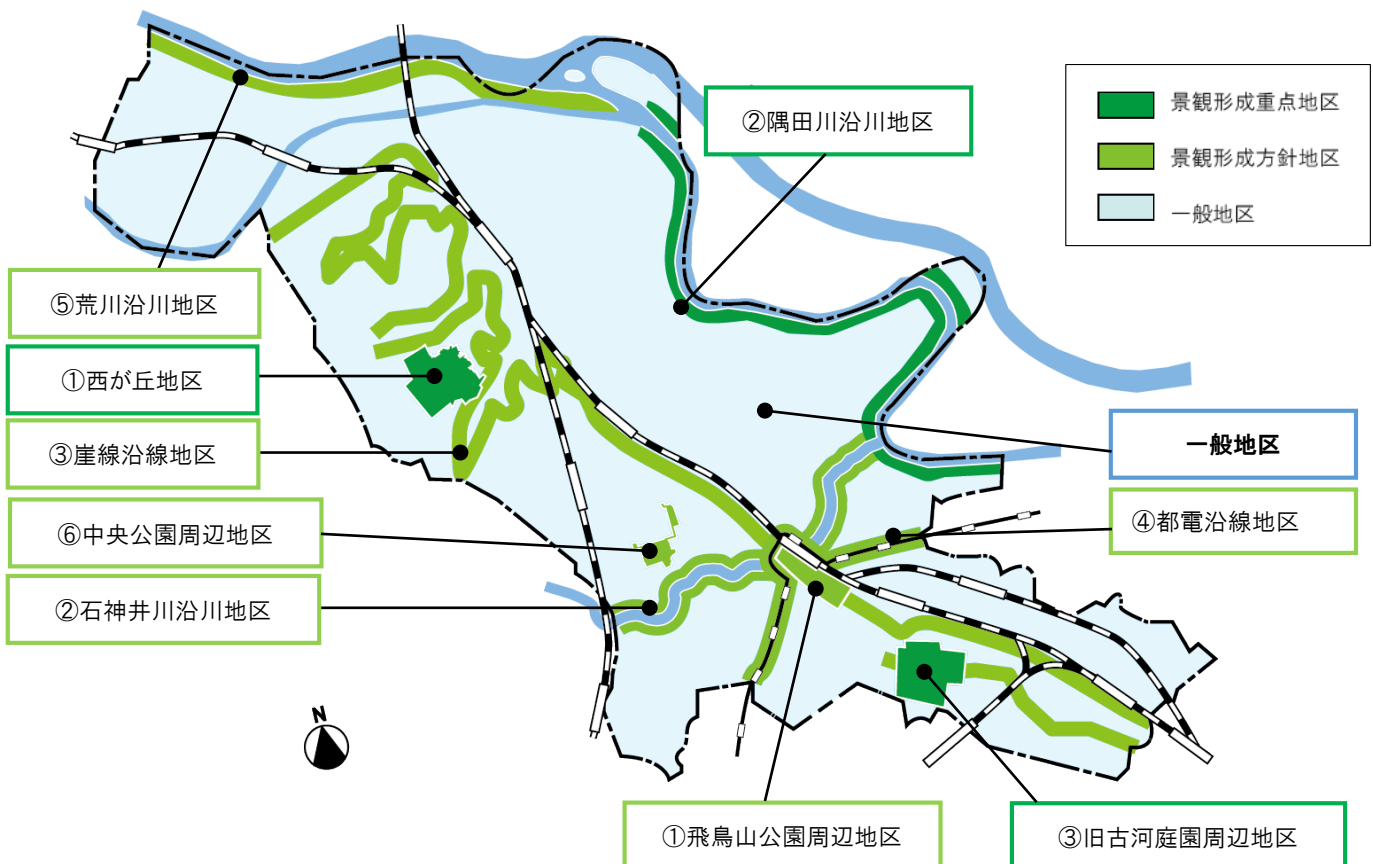
良好な景観づくりを進めていくために、北区は、景観法における景観形成基準を設けて景観の誘導を行います。ここでは、建造物の建築等の行為ごとに、景観づくりに関する基準等についての解説をします。

1. 景観形成基準の構成

景観形成基準は、北区全域に定めていますが、地域ごとに一般地区と特定地区にエリアを分けて景観の誘導を行います。

一般地区	北区を7つの地域に区分し、地域の特性に応じた方針(7地域別の方針と各か いわいの方針)と景観形成基準を設定し、景観づくりを進めていく地区とします。
特定地区	一般地区の中でも良好な景観づくりに重要であり、地区独自の目標へ向けた景観 づくりを進めていく必要がある地区とします。 特定地区では、特に良好な景観づくりを重点的に推進する景観形成重点地区と 積極的な景観づくりを推進するとともに、景観形成重点地区への移行をめざす景 観形成方針地区を指定します。 景観形成重点地区は独自の地区と景観形成基準を定めませんが、景観形成方針 地区は、独自の地区や基準は定めず、一般地区又は景観形成重点地区のうち 該当する地区の基準に基づく景観づくりを進めます。

一般地区と特定地区のエリア



2. 景観形成基準の解説

【景観形成基準の解説の見方】

【北区全域の基準の解説】

黄の枠は、北区全域に関する内容を記載しています。
この解説を読んで景観に配慮しましょう。

この枠内には、景観形成基準を記載しています。

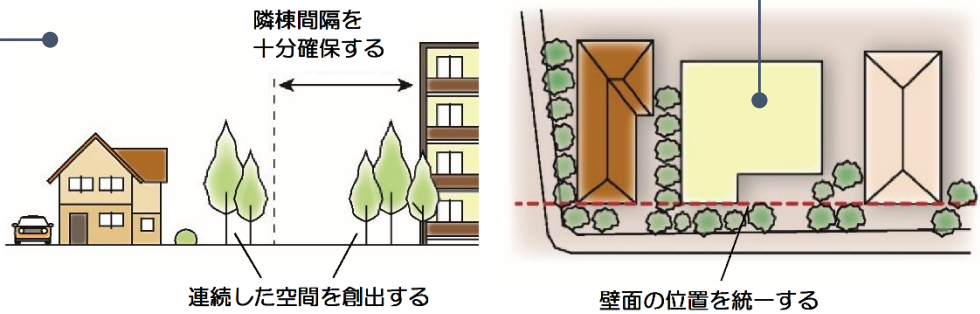
景観形成基準の解説図

■ 建築物

配置

北区全域

- 建築物は、周辺への圧迫感や違和感がないように、壁面の位置の連続性や適切な隣棟間隔の確保など、まちなみとの調和に配慮します。



みんなでつくる
北区の景観をびき

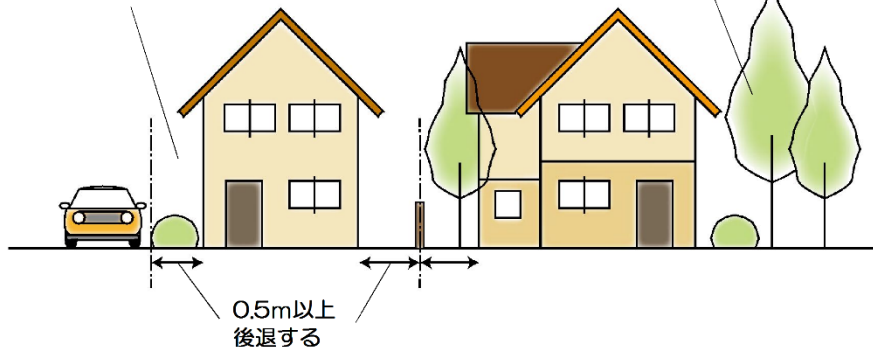
【10 ㉟】入り口を工夫する。【14 ㉟】緑化を進める。公開空地を生かす。

西が丘

- 建築物の壁面の道路及び隣地境界からの後退距離は、0.5m以上とし、圧迫感をやわらげます。ただし、道路に面して店舗がある場合は、1階部分のみを後退させ、歩行者や来店者が好感を持てるような、ゆとりのある配置となるよう配慮します。

圧迫感のある歩道空間は避け、ゆとりのある歩行空間とする

植栽等を施し、うるおいのある歩道空間を創出する



みんなでつくる
北区の景観をびき

【10 ㉟】入り口を工夫する。【14 ㉟】緑化を進める。公開空地を生かす。【19 ㉟】囲まれた空間をつくる。

関連するてびきの該当箇所を記載しています。

【特定地区の基準の解説】

特定地区に該当する方は、併せて、こちらの項目もご覧ください。

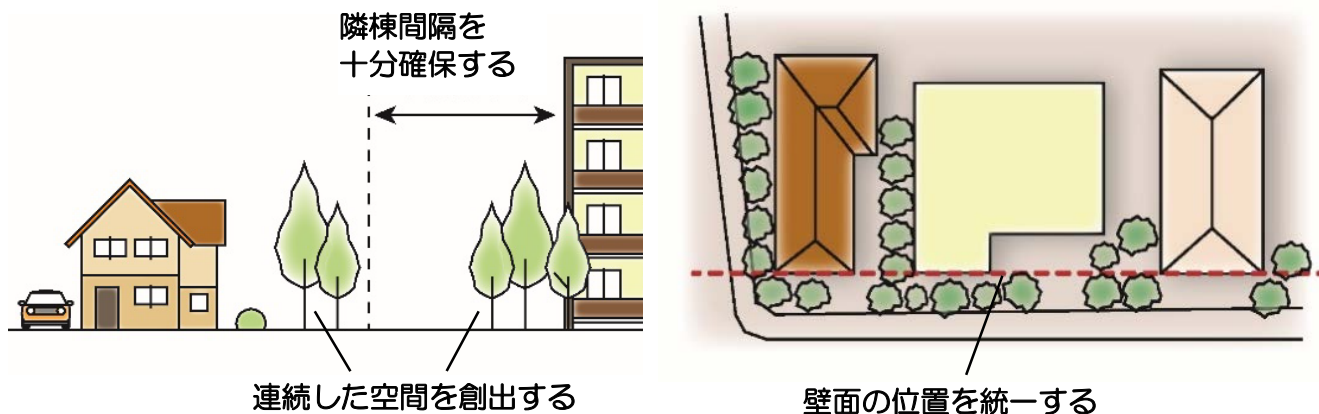
紫：西が丘地区
青：隅田川沿川地区
緑：旧古河庭園周辺地区

■ 建築物

配置

北区全域

- 建築物は、周辺への圧迫感や違和感がないように、壁面の位置の連続性や適切な隣棟間隔の確保など、まちなみとの調和に配慮します。

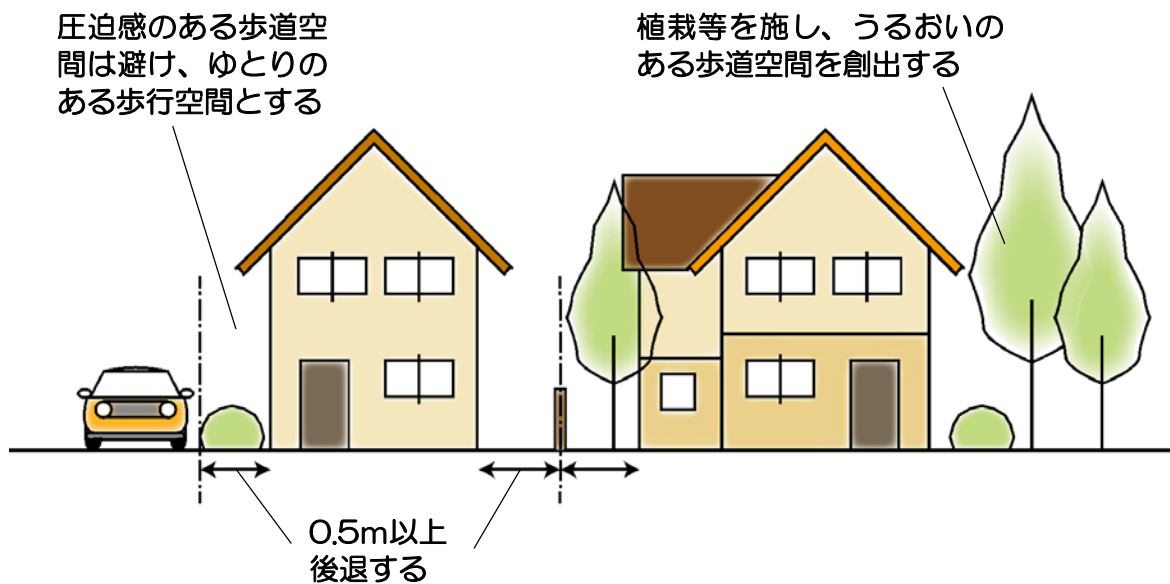


みんなで作る
北区の景観てびき

【10 針】入り口を工夫する。【14 針】緑化を進める。公開空地を生かす。

西が丘

- 建築物の壁面の道路及び隣地境界からの後退距離は、0.5m以上とし、圧迫感をやわらげます。ただし、道路に面して店舗がある場合は、1階部分のみを後退させ、歩行者や来店者が好感を持てるような、ゆとりのある配置となるよう配慮します。



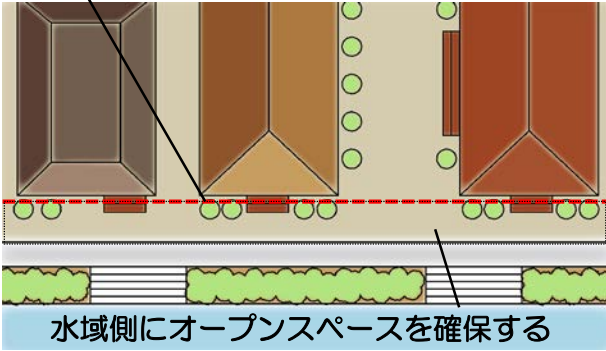
みんなで作る
北区の景観てびき

【10 針】入り口を工夫する。【14 針】緑化を進める。公開空地を生かす。【19 針】囲まれた空間をつくる。

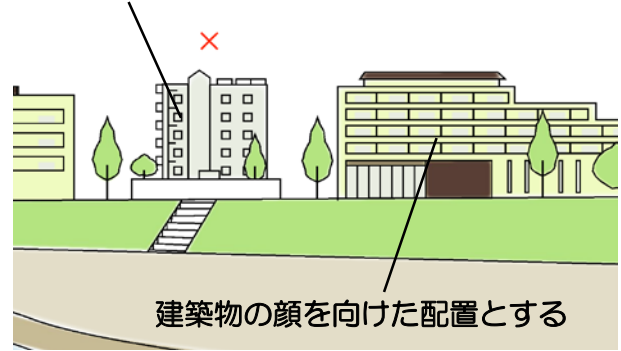
隅田川沿川地区

- 敷地が水域に接する場合は、水域側にオープンスペースを設け、圧迫感を軽減するような配置とします。
- 建築物の壁面の位置の連続性や適切な隣棟間隔の確保など、隅田川沿いのまちなみに配慮した配置とします。
- 隅田川に建築物の顔を向けた配置とします。

壁面の位置を統一する



河川に背を向けた配置は避ける

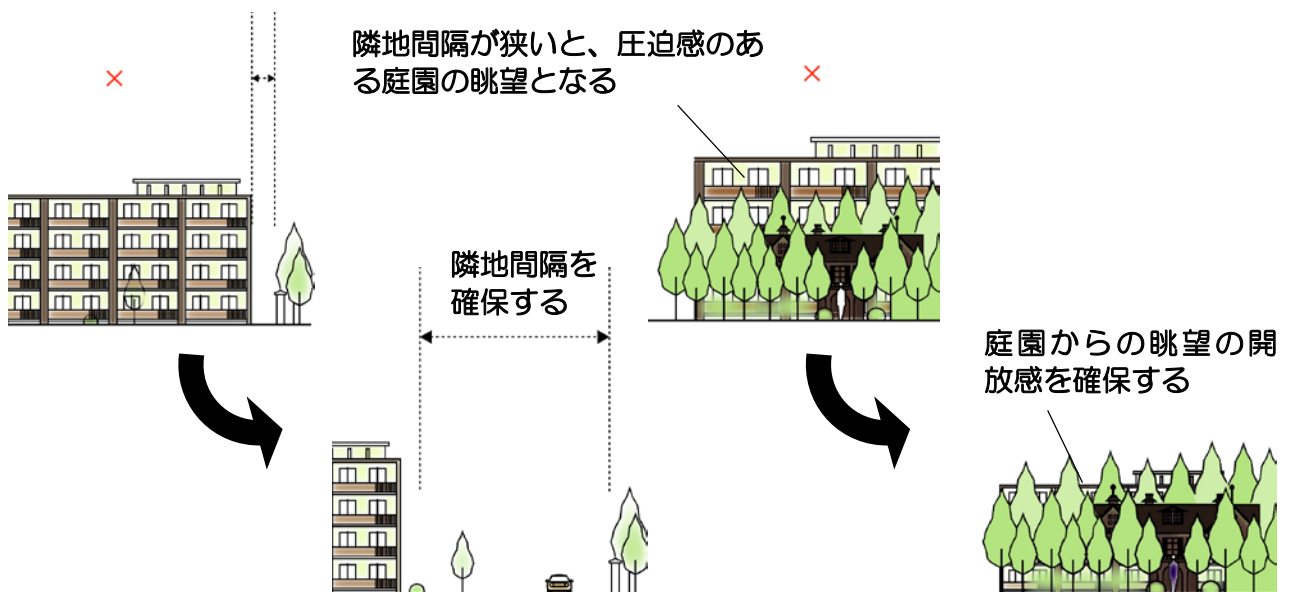


みんなで作る
北区の景観てびき

【53 針】眺望に配慮する。 【54 針】水に映える効果を生かす。

旧古河庭園周辺地区

- 隣地間隔や隣棟間隔を十分確保し、庭園からの眺望の開放感を阻害しないようにします。また、周辺のまちなみに配慮した配置とします。



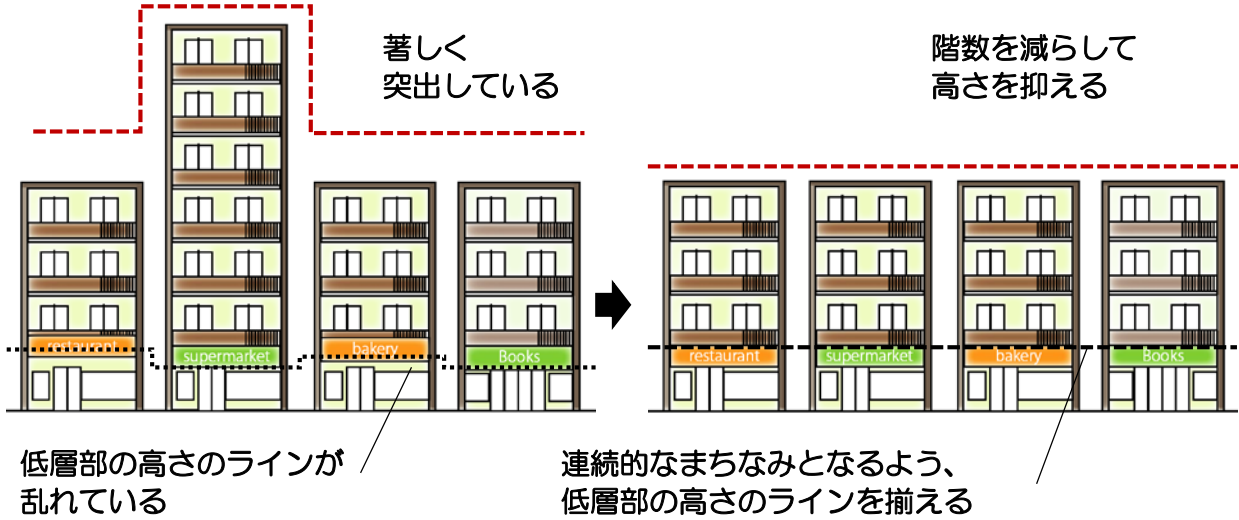
みんなで作る
北区の景観てびき

【12 針】建物の形を考える。 【13 針】設備機器類の配置を工夫する。 【14 針】緑化を進める。
【16 針】建物の色彩を工夫する。 【21 針】街なみに配慮した建物の形を考える。
【33 針】住宅街の形態をととのえる。 住宅街の緑化を進める。

高さ

北区全域

□ 建築物の高さは、土地利用に応じて周辺の建築物群のスカイラインとの調和に配慮します。

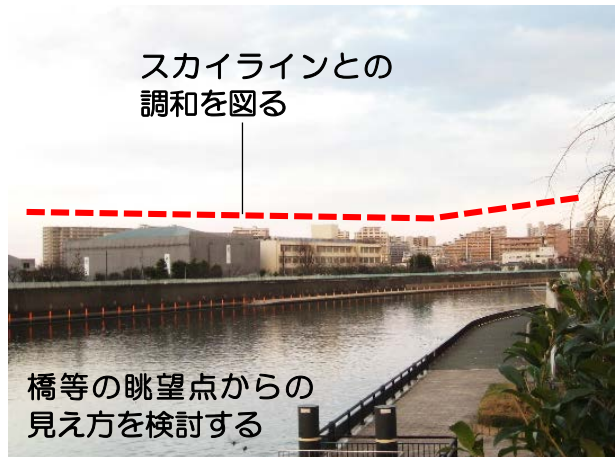
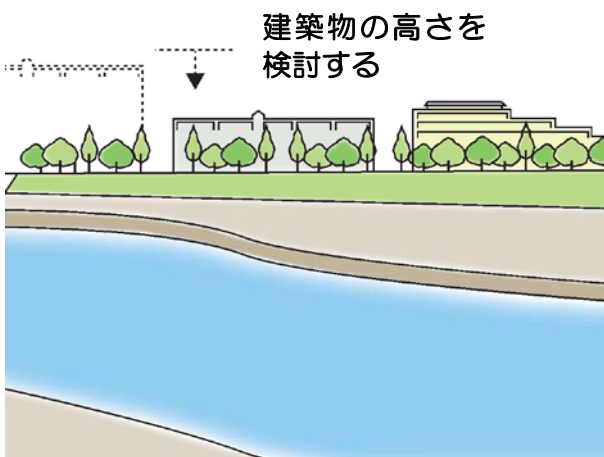


みんなでつくる
北区の景観てびき

【21 針】街なみに配慮した建物の形を考える。 【31 針】スカイラインを演出する

隅田川沿川地区

□ 隅田川の水上市、対岸、橋梁などの主要な眺望点（道路・河川・公園など）からの見え方に配慮します。



みんなでつくる
北区の景観てびき

【31 針】スカイラインを演出する

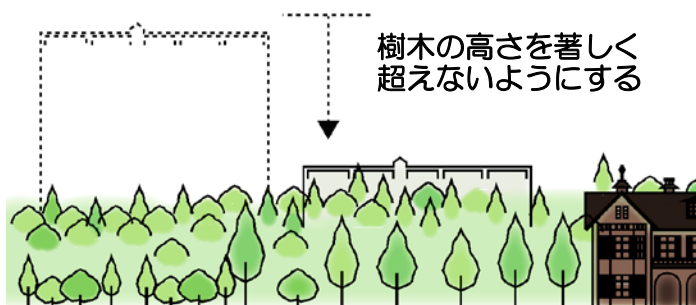
【52 針】親水性のある堤防・護岸にする

【53 針】歴史や伝統に配慮する。眺望に配慮する

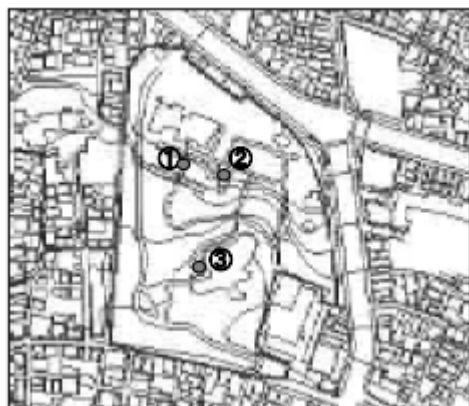
【54 針】水に映える効果を生かす。橋のデザインを考える

【55 針】魚や水鳥のいる河川をつくる

- 建築物の高さは、庭園内部の主要な眺望点からの見え方をシミュレーションし、庭園からの眺望を阻害する高さや規模とならないように配慮します。
- 庭園外周部と隣接している敷地においては、庭園外周部の樹木の高さを著しく超えることのないよう計画します。



※庭園内部の主要な眺望点



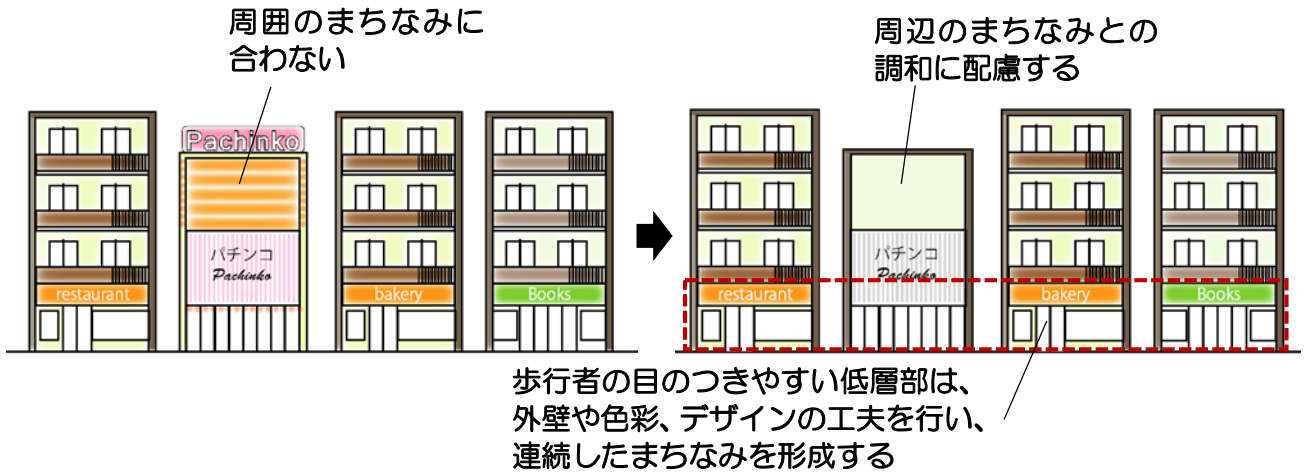
みんなでつくる
北区の景観てびき

- 【21 針】街なみに配慮した建物の形を考える
- 【31 針】歴史的資源を景観作りに活用する。スカイラインを演出する

<眺望点からの見え方のシミュレーションの例>



- 建築物の形態・意匠は、周辺のまちなみとの調和に配慮します。
- ファサード（建築物の正面）は、地域のまちなみに調和したデザイン、材質、色彩を工夫します。
- 低層部については特に外壁の素材やデザインに配慮し、必要に応じて一部を歩行者に開放するなどまちなみ全体に配慮します。

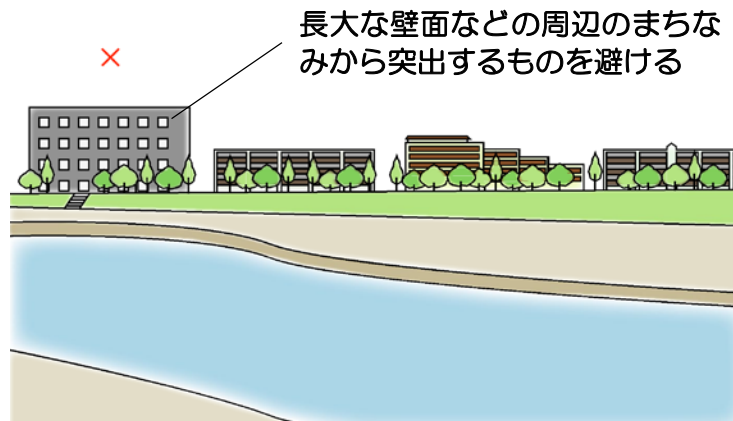


みんなで作る
北区の景観てびき

- 【10 号】入り口を工夫する
- 【11 号】外壁の仕上げを考える
- 【12 号】建物の形を考える
- 【20 号】親しみやすいファサードをつくる。低層部をデザインする
- 【21 号】街なみに配慮した建物の形を考える
- 【30 号】まとまりと調和のある街なみをつくる
- 【31 号】スカイラインを演出する

隅田川沿川地区

- 建築物の形態・意匠は、建築物自体のバランスだけでなく、隅田川沿いの周辺のまちなみとの調和を図ります。
- 建築物の外壁は、隅田川に面した長大な壁面を避けるなど、圧迫感の軽減を図ります。
- 建築物の屋根・屋上に設備等がある場合は、建築物と一体的に計画するなど、周囲からの見え方に配慮します。

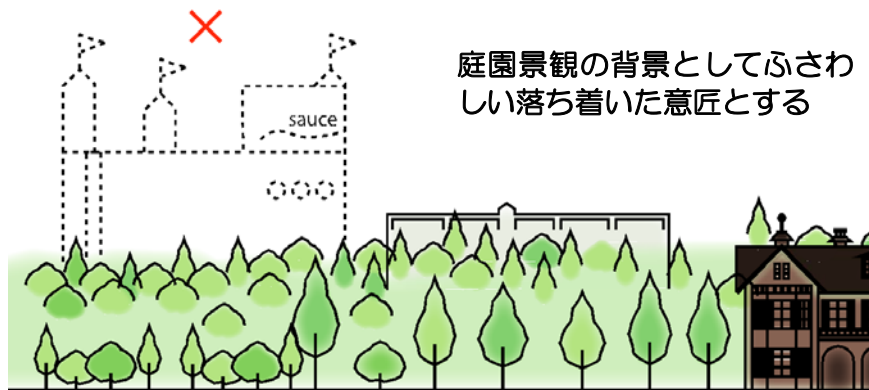


みんなで作る
北区の景観てびき

- 【21 号】街なみに配慮した建物の形を考える
- 【29 号】小さな工作物をととのえる
- 【31 号】スカイラインを演出する
- 【53 号】眺望に配慮する
- 【54 号】水に映える効果を生かす

旧古河庭園周辺地区

- 建築物全体及び隣接する建築物等との形態のバランスを検討し、特に庭園景観の背景としてふさわしい落ち着いた意匠とします。
- 建築物の外壁は、長大な壁面を生じさせないようにし、壁面を分割するなど、庭園からの眺望に対して、圧迫感を感じさせないようにします。
- 建築物の外装材は、反射素材などの庭園からの眺望を阻害する素材の使用を避けるようにします。屋根、屋上に設備がある場合、庭園側に露出させないようにします。
- 建築物と屋根・屋上は、突出した形状を避け、庭園外周部の樹木のスカイラインと調和したものとします。



みんなで作る
北区の景観てびき

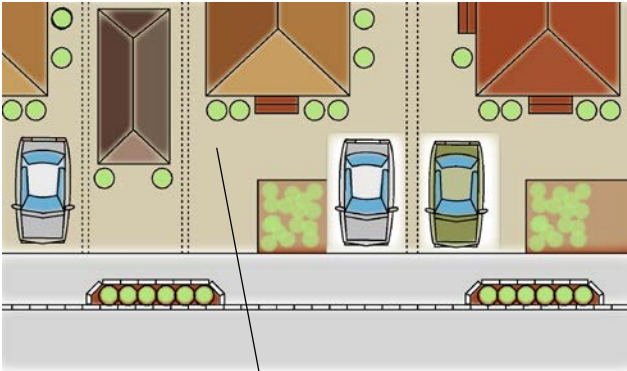
- 【11 針】外壁の仕上げを考える
- 【21 針】街なみに配慮した建物の形を考える
- 【31 針】スカイラインを演出する

- 【13 針】設備機器類の配置を工夫する
- 【29 針】小さな工作物をととのえる

規模

西が丘

- 建築物の敷地面積は、100㎡（約30坪）以上とし、ゆとりある敷地規模を保つよう配慮します。



敷地を広くとり、植栽等を行い、ゆとりある居住空間とする



ゆとりのある敷地を確保し、植栽等を施す

みんなで作る
北区の景観てびき

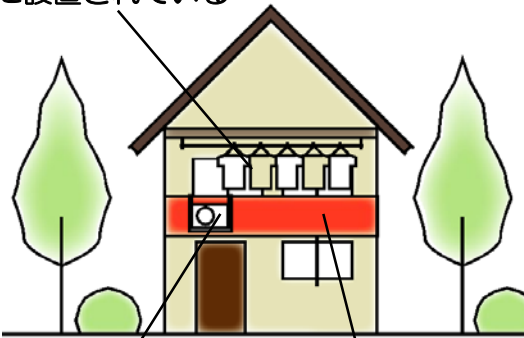
【33 針】住宅街の形態をととのえる

ベランダ・バルコニー

特定地区（西が丘、隅田川沿川、旧古河庭園周辺）

- ベランダ・バルコニーや外階段、外廊下、窓台については建築物の形態にあわせ落ち着いた雰囲気となるよう配慮します。
- ベランダ・バルコニーなどは形態の工夫により、洗濯物などについて、道行く人々に対する景観に配慮します。

物干し竿がベランダ・バルコニーの手すりの高さ以上に設置されている



室外機が外から見える場所に設置されている

外壁と調和していない素材や色彩がある

洗濯物が道路から直接見えないように工夫する



室外機は、床置きとし、外から見えない位置に設置する

壁面と同一の素材や同系統の色彩とする

みんなで作る
北区の景観てびき

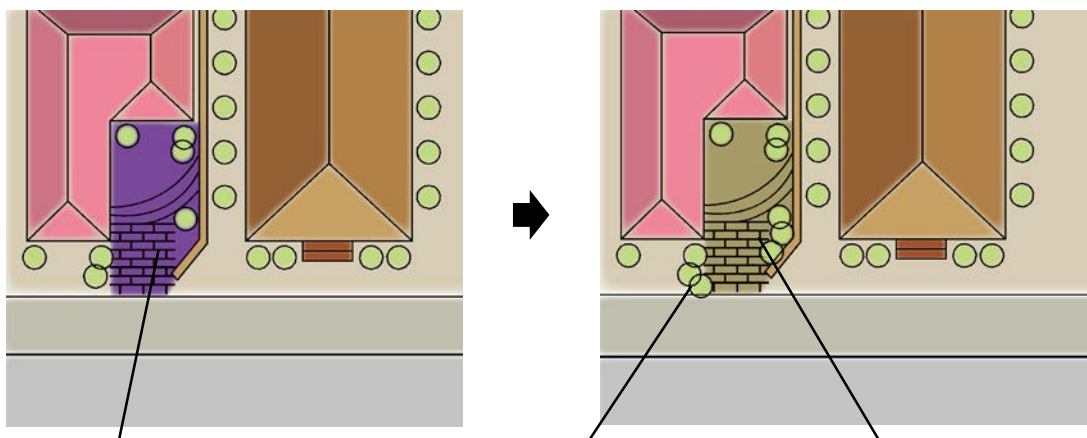
【9 針】家の表情を豊かにする

【11 針】ベランダやバルコニーに工夫する。外壁の仕上げを考える

外構

北区全域

□ 外構計画は、隣接する敷地や道路など周辺のまちなみとの調和を図った色調や素材とします。



周辺のまちなみに
適さない外構は避ける

道路に面して
緑化をする

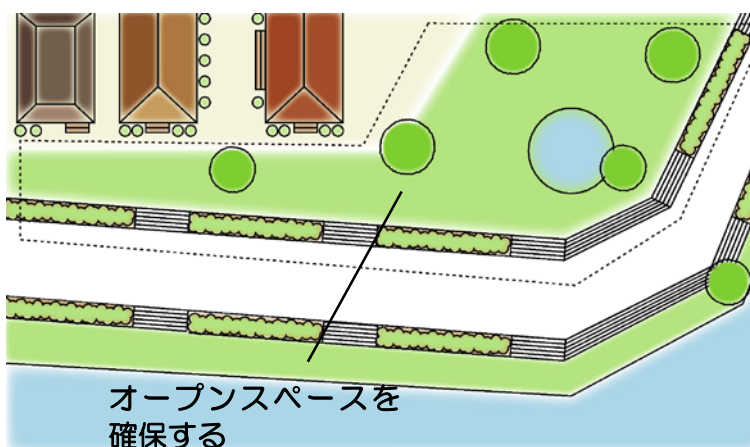
周辺のまちなみとの調和を図る
ために、色彩や形態を工夫する

みんなで作る
北区の景観てびき

- 【12 針】車庫を考える。ゴミ置き場や自転車置き場を工夫する
- 【13 針】設備機器類の配置を工夫する
- 【14 針】緑化を進める
- 【15 針】柵や塀に工夫する
- 【16 針】建物の色彩を工夫する。車庫(駐車場)のデザインを考える

隅田川沿川地区

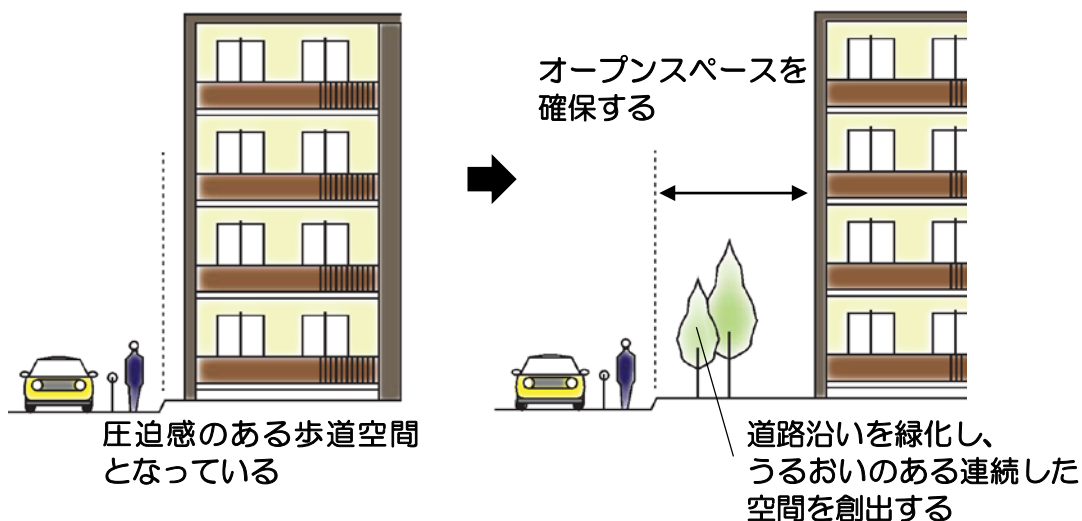
□ 隅田川沿いにオープンスペースを確保し、隣接するオープンスペースとの連続性に配慮して一体的な空間とします。



みんなで作る
北区の景観てびき

- 【14 針】公開空地を生かす

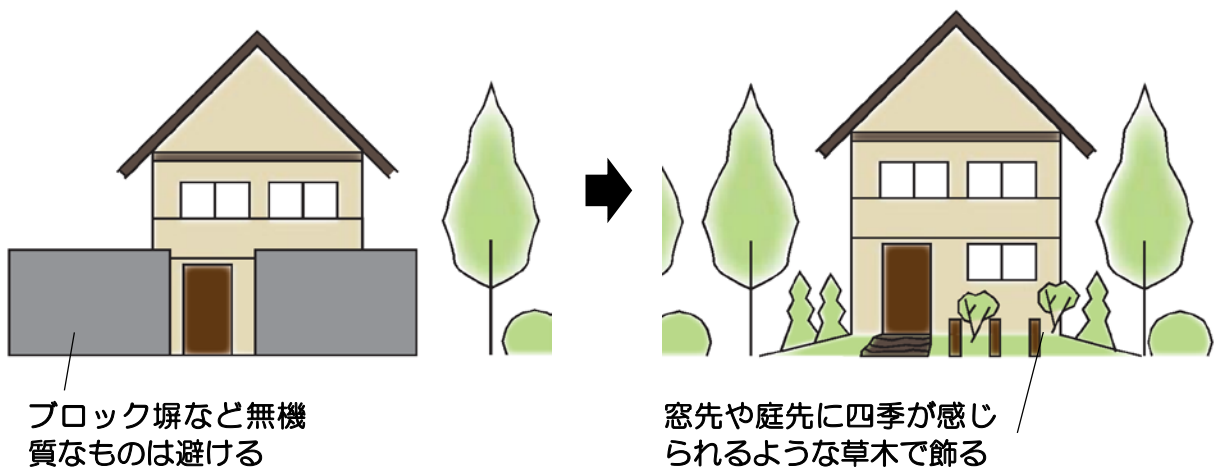
- 公開空地を確保し、外からもみどりが見えるようにしたり、柵や塀を緑化するなど、道路から見える位置に緑化するように工夫をします。



みんなで作る
北区の景観てびき

- 【9 ㉮】家の表情を豊かにする
- 【14 ㉮】緑化を進める。公開空地を生かす
- 【15 ㉮】柵や塀に工夫する
- 【33 ㉮】住宅街の緑化を進める
- 【43 ㉮】まちすじを緑化する。沿道を緑化する

- 窓先や庭先には草木を飾るなど、うるおいを創出するとともに、落ち着いた空間を演出します。

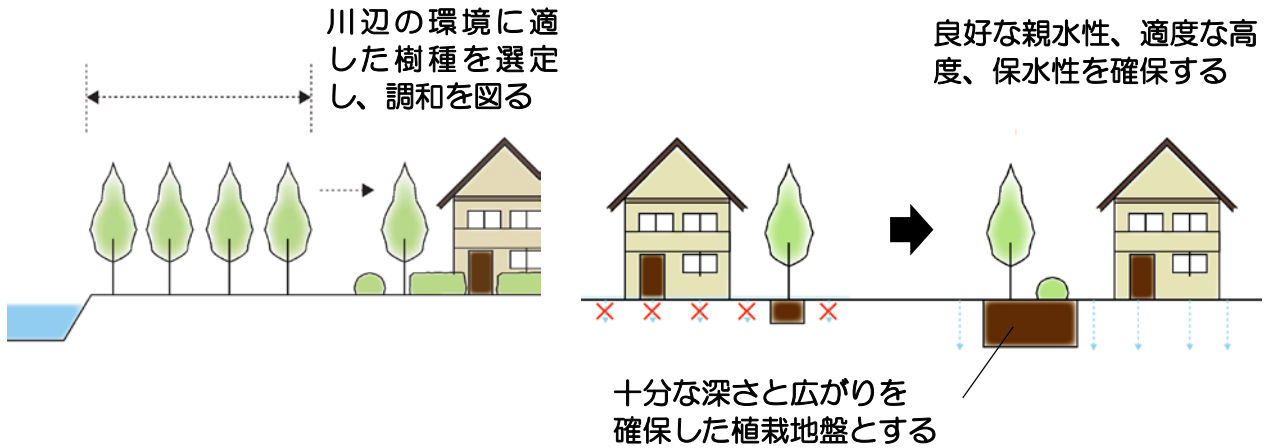


みんなで作る
北区の景観てびき

- 【9 ㉮】家の表情を豊かにする
- 【15 ㉮】柵や塀に工夫する
- 【33 ㉮】住宅街の緑化を進める

隅田川沿川地区

- 緑化にあたっては、川辺の環境に適した樹種を選定し、周辺の景観との調和を図るとともに、植物の良好な生育が可能となるよう、植栽地盤を工夫します。

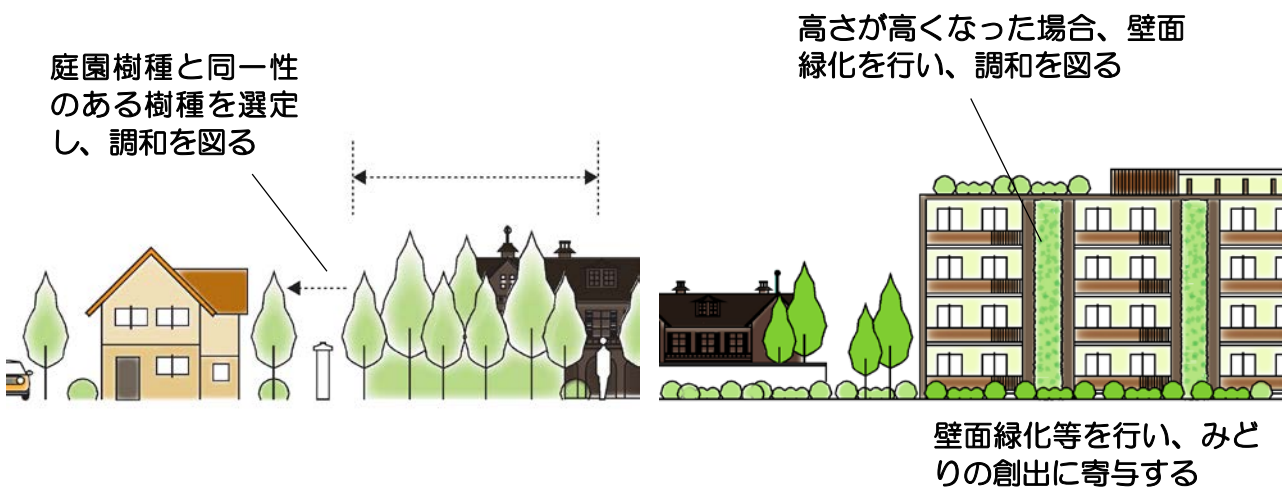


みんなで作る
北区の景観てびき

- 【14 針】緑化を進める。公開空地を生かす
- 【53 針】眺望に配慮する

旧古河庭園周辺地区

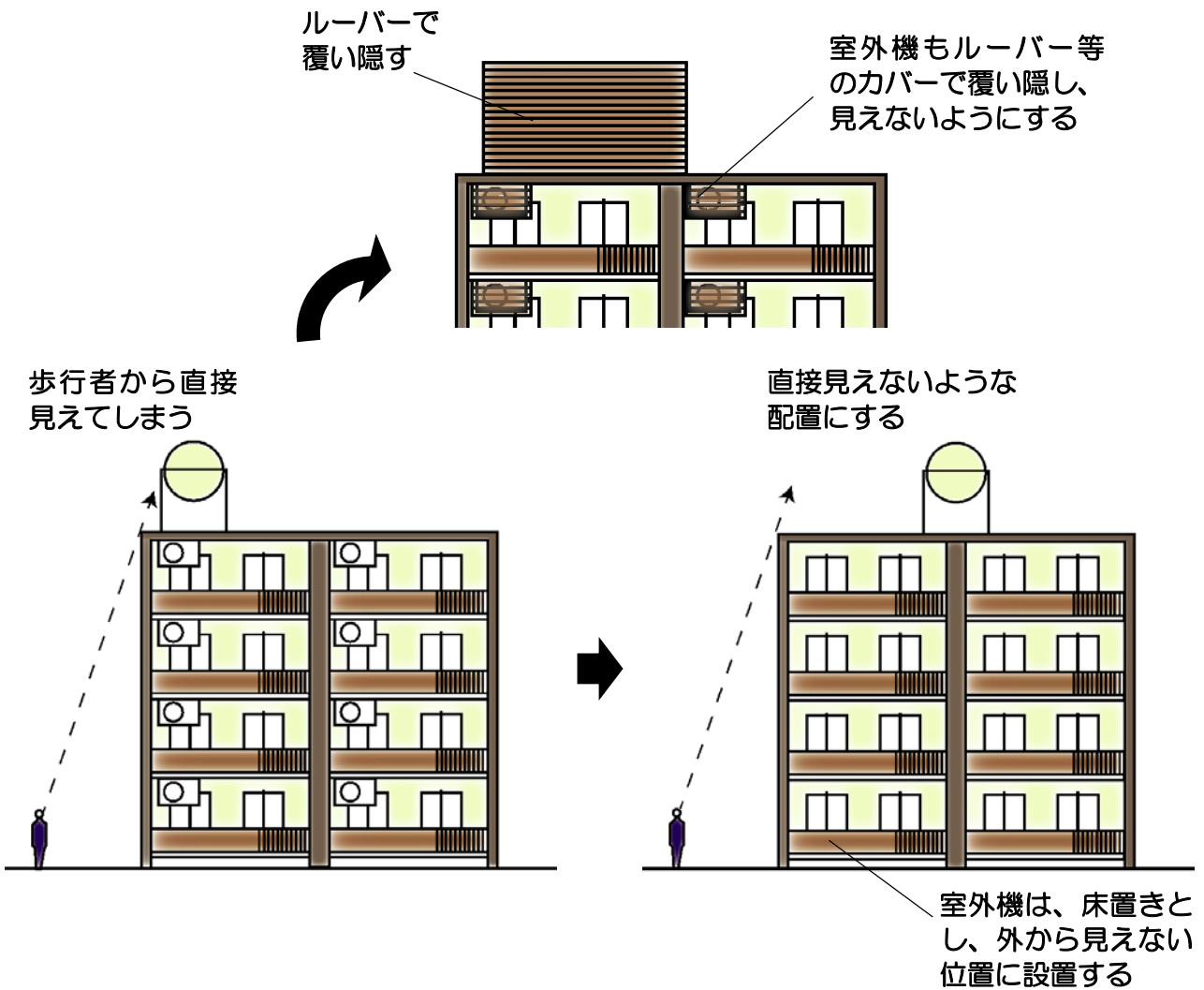
- 緑化にあたっては、庭園樹種と同一性のある樹種を選定します。
- 対象行為により、庭園内の重要な樹木及び湧水等に悪影響を及ぼさないようにします。
- 屋上緑化や壁面緑化を行い、都市におけるみどりの創出に積極的に寄与します。



みんなで作る
北区の景観てびき

- 【33 針】住宅街の緑化を進める
- 【53 針】眺望に配慮する

- 建築物に附帯する構造物や設備等は、建築物本体との調和を図ります。
- 外部に露出した屋上の貯水槽や冷暖房の室外機などの設備機器類は、外部から直接見えないようにし、建物と違和感のないデザインにします。
- 駐車場は、まちの景観を損ねないように配置し、地下等に駐車場を設ける場合は、駐車場への出入口について景観上配慮します。また、道路となる路面には景観を意識した舗装をしたり、駐車するスペースの周辺には目かくし効果となる緑化を施すなど、工夫します。
- 駐輪場を適切に設置し、まちなみの景観を損なわない配置やデザインとなるよう配慮します。



みんなで作る
北区の景観てびき

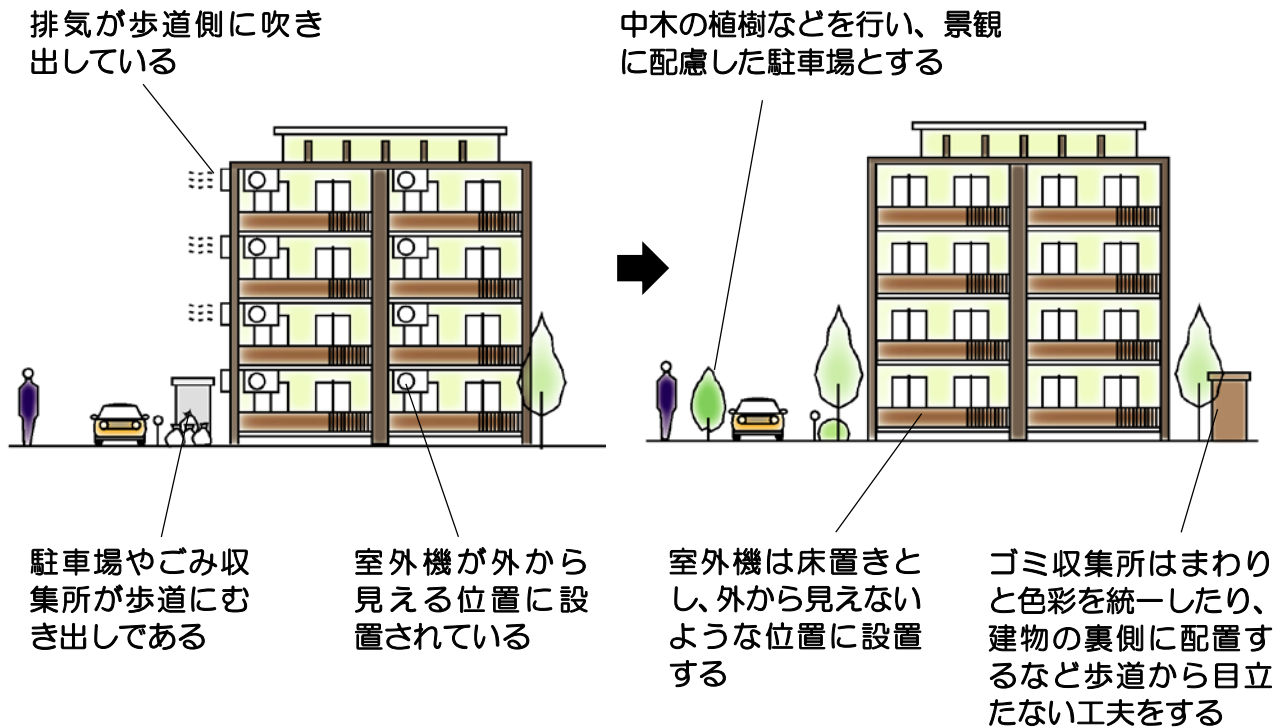
【12 針】車庫を考える

【13 針】ゴミ置き場や自転車置き場を工夫する。設備機器類の配置を工夫する

【16 針】車庫(駐車場)のデザインを考える

【29 針】小さな工作物をととのえる

- 駐車場や物置などは、まちなみの景観を損なわないよう配慮します。
- エアコンの室外機は、安全性の面から排気の吹き出し方向に注意するなど、歩行者の安全や景観に配慮した配置とします。
- ごみ収集所は、配置やごみの出し方に工夫して、景観を損ねないよう配慮します。



みんなで作る
北区の景観てびき

【12 針】車庫を考える

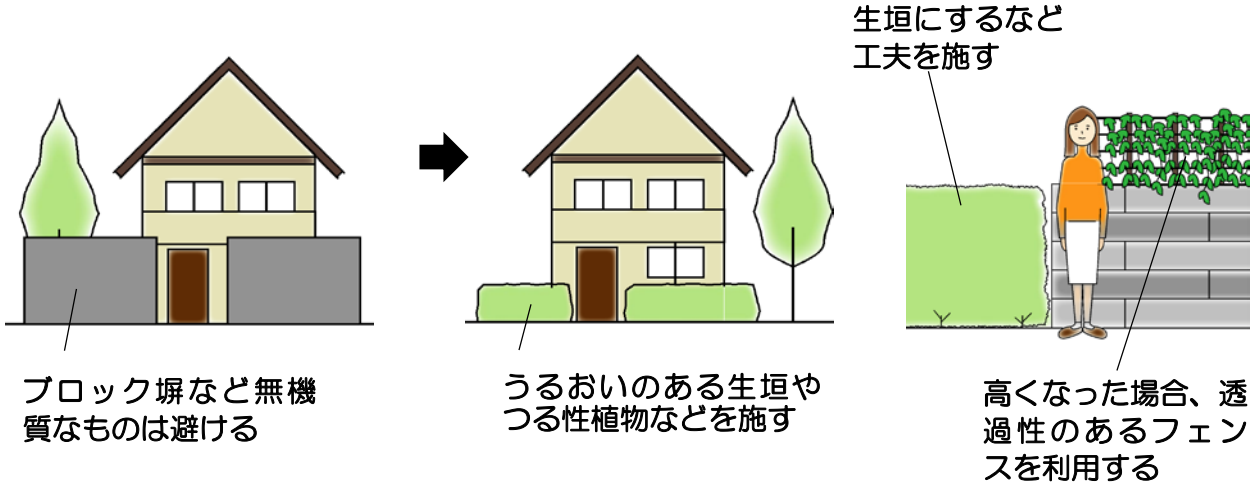
【13 針】ゴミ置き場や自転車置き場を工夫する。設備機器類の配置を工夫する

【16 針】車庫(駐車場)のデザインを考える

垣塀柵

西が丘

- 垣塀柵について道路に面して設けるものは、生垣とするなどうまいのある空間への寄与に配慮します。
- 垣塀柵は適度に敷地の内部が確かめられるような仕様にする事で、地域の景観や防犯に配慮します。
- 垣塀柵の色彩は、建築物の基調色と同様の基準とし、まちなみに配慮します。
- 垣塀柵の高さは、人の目線を妨げない高さとなるよう配慮します。やむを得ずこれを超える場合は、色彩、素材を工夫し圧迫感のないものとします。

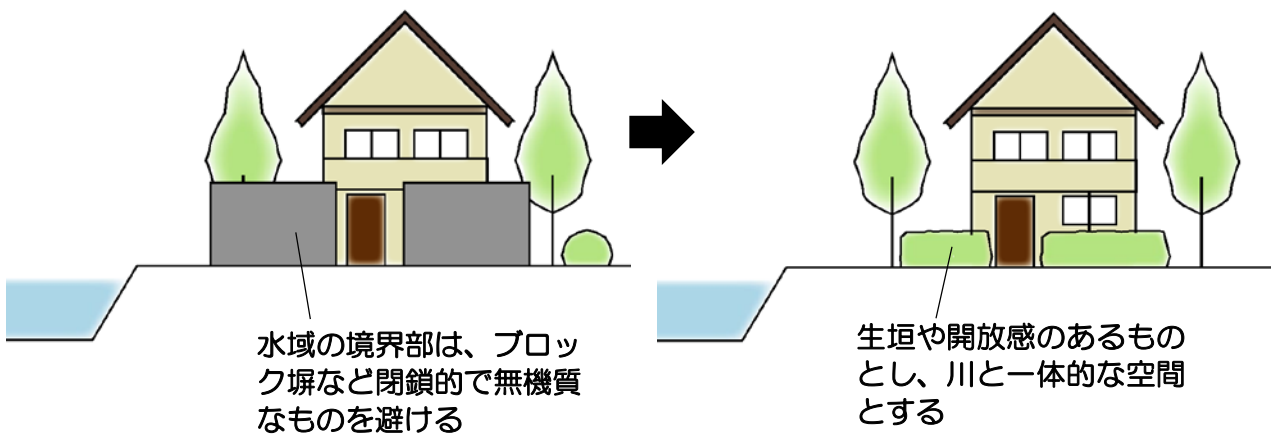


みんなで作る
北区の景観てびき

【9 鈎】家の表情を豊かにする 【14 鈎】緑化を進める 【15 鈎】柵や塀に工夫する

隅田川沿川地区

- 敷地と水域の境界部に設置する塀や柵は、できる限り開放性のあるものにします。



みんなで作る
北区の景観てびき

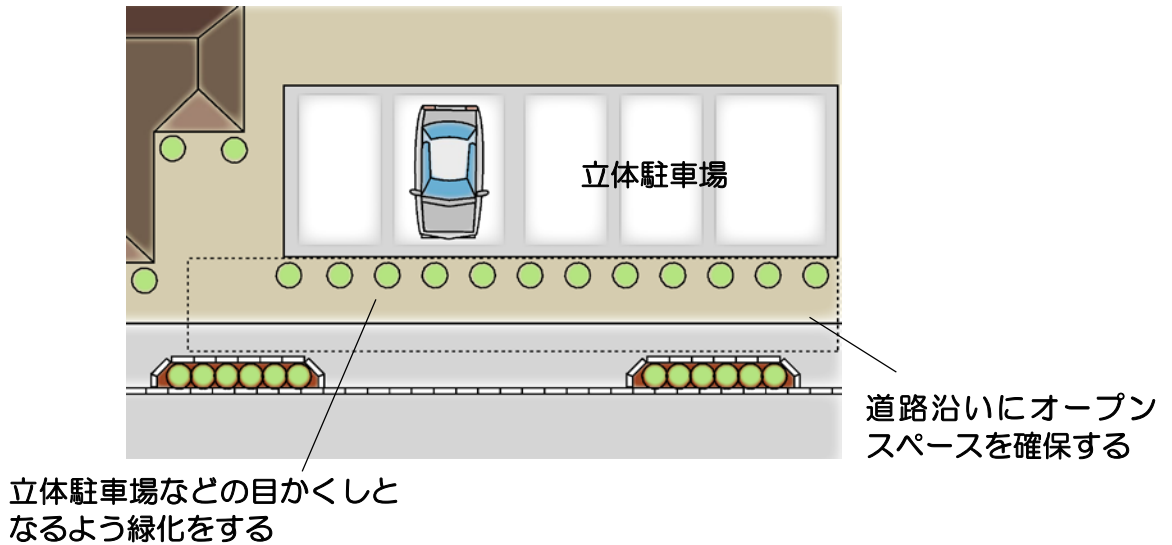
【9 鈎】家の表情を豊かにする 【14 鈎】緑化を進める 【15 鈎】柵や塀に工夫する

■工作物

配置

北区全域

- 道路などの公共空間と連続したオープンスペースの確保や、配置の工夫など、まちなみとの調和に配慮します。



みんなで作る
北区の景観てびき

【14 ㊦】公開空地を生かす

【21 ㊦】駐車場の配置を工夫する

形態・意匠

北区全域

- 工作物の形態・意匠は、まちなみとの調和に配慮します。
- 擁壁は壁面緑化などにより、まちなみとの調和やうるおいの創出に努めます。



みんなで作る
北区の景観てびき

【29 ㊦】小さな工作物をととのえる。大きな工作物のデザインをする

【30 ㊦】まとまりと調和のある街なみをつくる

【51 ㊦】擁壁を工夫する。崖線上の建築敷地を緑化する

第6章 色彩の基準

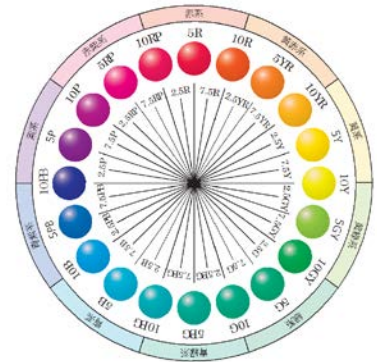
1. 色彩基準とは

一般的に色彩は、「赤」や「青」などの色名で表現されますが、色の解釈には個人差があり、ひとつの色を正確に、また客観的に伝えることができません。そのため、景観づくり計画及び本書ではJIS（日本工業規格）などにも採用されている国際的な尺度である「マンセル表色表」を採用しています。「マンセル表色系」では、ひとつの色彩を「色相」、「明度」、「彩度」という3つの尺度の組み合わせによって表現しています。

しきそう 色相

○いろあいを表したもの

10種の基本色(赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫)の頭文字をとったアルファベット(R,Y,G,B,P)とその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ、10Rや5Yなどのように表記します。10RPは0R、10Rは0YRと同意です。

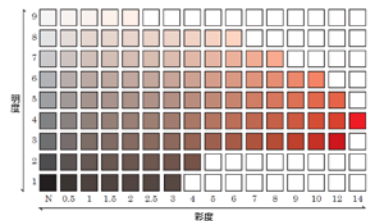


色相(マンセル色相環)

めいど 明度

○色の明るさを0から10までの数値で表したもの

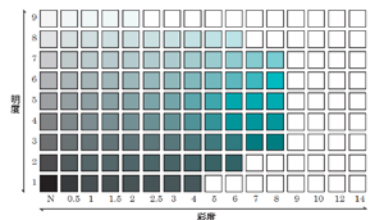
暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり10に近くなります。実際には最も明るい白で明度9.5程度、最も暗い黒で明度1.0程度です。



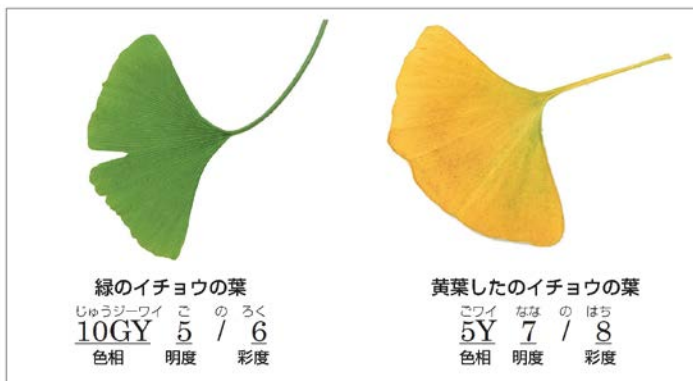
さいど 彩度

○色の鮮やかさを0から14程度までの数値で表したもの

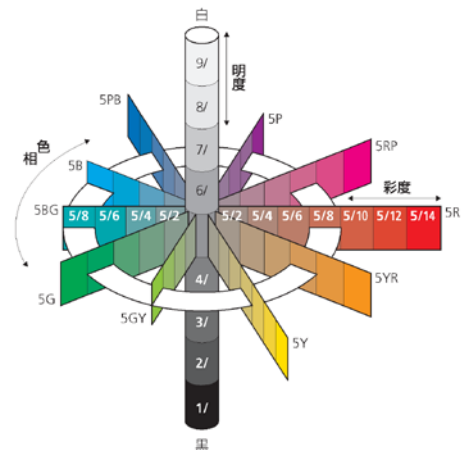
色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0となります。逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きく赤の原色の彩度は14程度である。最も鮮やかな色彩の彩度値は色相によって異なり、赤や橙などは14程度、青緑や青などは8程度です。



明度(明るさ)と彩度(あざやかさ)



マンセル記号の読み方



マンセル表色系のしくみ

図：株式会社カラープランニングセンター作成

2. 色彩基準と配慮事項

【色彩基準】

一般地区 及び 景観形成重点地区 西が丘地区

一般

西が丘地区

基準の適用部位	色相	明度	彩度
外壁基本色 ^{※1}	0R～4.9YR	4 以上 8.5 未満の場合	4 以下
		8.5 以上の場合	1.5 以下
	5.0YR～5.0Y	4 以上 8.5 未満の場合	6 以下
		8.5 以上の場合	2 以下
その他	4 以上 8.5 未満の場合	2 以下	
	8.5 以上の場合	1 以下	
強調色 ^{※1}	0R～4.9YR	—	4 以下
	5.0YR～5.0Y		6 以下
	その他		2 以下
アクセント色 ^{※1}	—	—	—
屋根色 ^{※2} (勾配屋根)		—	

景観形成重点地区 隅田川沿川地区

隅田川沿川地区

基準の適用部位	色相	明度	彩度
外壁基本色 ^{※1}	0R～4.9YR	4 以上 8.5 未満の場合	4 以下
		8.5 以上の場合	1.5 以下
	5.0YR～5.0Y	4 以上 8.5 未満の場合	4 以下
		8.5 以上の場合	2 以下
その他	4 以上	1 以下	
強調色 ^{※1}	—	—	—
アクセント色 ^{※1}	—	—	—
屋根色 (勾配屋根)	5.0YR～5.0Y	6 以下	4 以下
	その他		2 以下

景観形成重点地区 旧古河庭園周辺地区

旧古河庭園周辺地区

基準の適用部位	色相	明度	彩度
外壁基本色 ^{※1}	0R～4.9YR	4 以上 8.5 未満の場合	4 以下
		8.5 以上の場合	1.5 以下
	5.0YR～5.0Y	4 以上 8.5 未満の場合	6 以下
		8.5 以上の場合	2 以下
その他	4 以上 8.5 未満の場合	2 以下	
	8.5 以上の場合	1 以下	
強調色 ^{※1}	0R～4.9YR	—	4 以下
	5.0YR～5.0Y		6 以下
	その他		2 以下
アクセント色 ^{※1}	—	—	—
屋根色 (勾配屋根)	5.0YR～5.0Y	6 以下	4 以下
	その他		2 以下

- ※1 外壁基本色：外壁各面の 4/5 以上で使用可能
 強調色：外壁各面の 1/5 以下で使用可能
 アクセント色：外壁各面の 1/20 以下で使用可能
 強調色とアクセント色の総量は外壁各面の 1/5 以内とします。
- ※2 高さ 60m 又は延べ面積 30,000 m² 以上の場合には、屋根面の立ち上がりを外壁に含めて面積割合を計算します。
- ※ その他、良好な景観の形成に貢献するなど、本計画の実現に資する色彩計画については、北区景観づくり審議会（以下、「景観づくり審議会」という。）の意見を聴取した上で、この基準によらないことができます。

参考として、「資料編 3 カラーチャート」に色彩基準の一部を示しています。

【面積比による色彩基準の設定について】

○外壁基本色

外壁各面の 4/5 以上は、外壁基本色の基準に適合した色彩を用いてください。

○強調色

外壁各面の 1/5 以下は、強調色の基準に適合した色彩を使用することができます。

○アクセント色

強調色の他に外壁にアクセントをつける場合は、外壁各面の 1/20 以下に限り、アクセント色の基準に適合した色彩を使用することができます。ただし、強調色とアクセント色の総量は、外壁各面の 1/5 以内とします。



【配慮事項】

外壁及び屋根等は、景観づくり計画で定めている色彩基準に、適合させる必要があります。外壁及び屋根に使用可能な色彩の範囲は、色彩基準に示すとおりです。このように地域や建築物の規模に応じて色彩基準を定めていますが、相互の関係性が大変重要となります。したがって、以下のような点に配慮して色彩を検討してください。

（１）現況のまちなみの特徴や豊かなみどりに配慮する

- 景観づくり計画では、地域ごとに建築物の外壁及び屋根として適切と考えられる範囲を「外壁基本色」として定めています。この「外壁基本色」の中から建築物等の基調となる色を選定してください。
- その結果、地域ごとの景観特性が明確化するとともに、奥行きとメリハリがある景観を形成することができます。



（２）隣接する色彩との連続性や秩序に配慮する

- 良好な景観づくりを行うために、個々の色彩に配慮するばかりではなく、隣接する色彩との関係にも配慮することが重要となります。
- 色のトーンや明度や彩度に共通性をもたせる等の工夫により、まちなみの連続性に配慮してください。



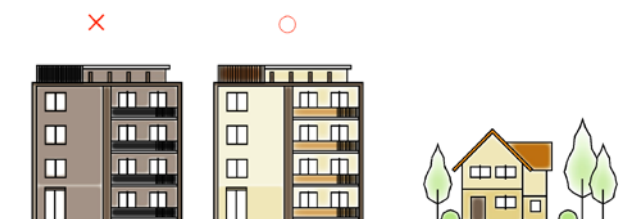
（３）地域の景観資源の存在感を際立たせる

- 北区には緑地や崖線など、豊かな景観資源があります。これらが一層際立つように低・中彩度の範囲の穏やかな色彩を用いることが必要です。
- また、地域のシンボルとなる景観資源の周辺では、それらの色彩より穏やかな色彩を用いるなど、重要な景観資源の色彩を引き立たせる配慮も必要です。



（４）威圧感や違和感を軽減する

- 建築物等は規模が大きくなるにつれて、広範囲の景観に影響を与えます。大規模な建築物等の色彩の選定にあたっては、周辺の景観に違和感なく調和する色彩とすることが大切です。



第7章 公共施設等の景観づくりへの配慮事項

道路、河川、公園その他の公共施設や、学校、庁舎その他の公共建築物などは、「ふちどり」や「ほねぐみ」としての骨格となる景観、「まちすじ」や「かいわい」としての身近な景観を作ります。また、これらの公共施設等は、暮らしの基盤となるだけではなく、多くの人々が利用し、北区を印象づける重要な景観要素であるため、北区が良好な景観づくりへ向けた配慮事項に基づき、国や東京都などとも連携を図りながら、積極的に良好な景観づくりに資する公共施設等の整備を図ります。

道路

てびき【60～64頁】

【景観づくりへの配慮事項】

- 幹線道路の整備に伴う環境施設帯では、周辺の景観や環境に配慮します。
- 街路樹や植樹帯などの緑化により、良好な景観形成に努めます。
- 無電柱化に努めます。
- 崖線からの眺望や景観資源に配慮し、みどりをめぐる道のネットワークを形成します。



桜などの街路樹の緑化



コミュニティ道路の無電柱化

公園

てびき【56～59頁】

【景観づくりへの配慮事項】

- 地域の特性にあわせたみどりの整備に努めます。
- 再整備や改修に際しては、既存樹木の保全に配慮します。
- 公園・緑地を補完する広場やポケットパークの整備を進めます。
- トイレやベンチ、照明などの施設については、公園との調和に配慮した形態・意匠・色彩となるよう配慮します。



神社の樹木にあわせた公園整備



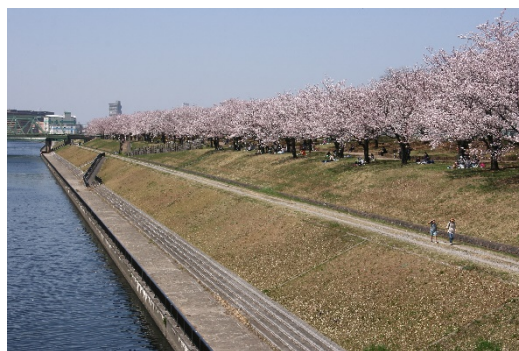
周辺の建造物と調和した公園施設

【景観づくりへの配慮事項】

□親水性に配慮した護岸整備など、水とみどりから一体的にうるおいが感じられるように努めます。



水とみどりが一体となった親水空間



桜並木と一体となった護岸整備

橋梁

【景観づくりへの配慮事項】

□橋梁から河川やまちなみへの眺望が良好なものとなるよう配慮します。

□まちなみや周囲の景観の特性に配慮した形態・意匠・色彩とします。



護岸を隠すように咲き乱れる桜並木



橋からみた良好な眺望

高架（鉄道・道路）

【景観づくりへの配慮事項】

□高架下の道路との境界部の緑地など、まちなみとの調和に努めます。



高架下の脇の沿道の緑化



高架沿いに植樹されたかりんの木

公共建築物

【景観づくりへの配慮事項】

- 通りに面する外壁、垣塀柵などは、通りに対してできる限り閉鎖的な印象とならないように配慮します。
- 周辺の環境や施設の目的に応じて、オープンスペースなど人々が交流できる空間の創出に努めます。
- 周辺に建築物やみどりなどの景観資源がある場合は、形態・意匠・色彩、素材などの工夫により、これらとの調和に配慮します。



図書館の前に広がるオープンスペースの創出



周辺のみどりなどと調和した小学校

その他

【景観づくりへの配慮事項】

- 案内標識などは利用者への見えやすさに配慮しながら、まちなみとの調和に配慮した形態・意匠・色彩とします。

第8章 事前協議と届出による景観づくり

1 北区景観づくり計画で定める届出行為の種類と規模

【対象行為】

景観届出及び事前協議が必要となる届出行為の対象行為と内容は、以下のとおりです。

対象行為	行為内容
建築物	大規模な建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（景観計画の基準に適合していない塗替を含む）
工作物	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（景観計画の基準に適合していない塗替を含む）
開発行為	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為

【届出の対象行為・規模】

景観届出及び事前協議が必要となる届出行為の地区区分に対する対象規模は、以下のとおりです。

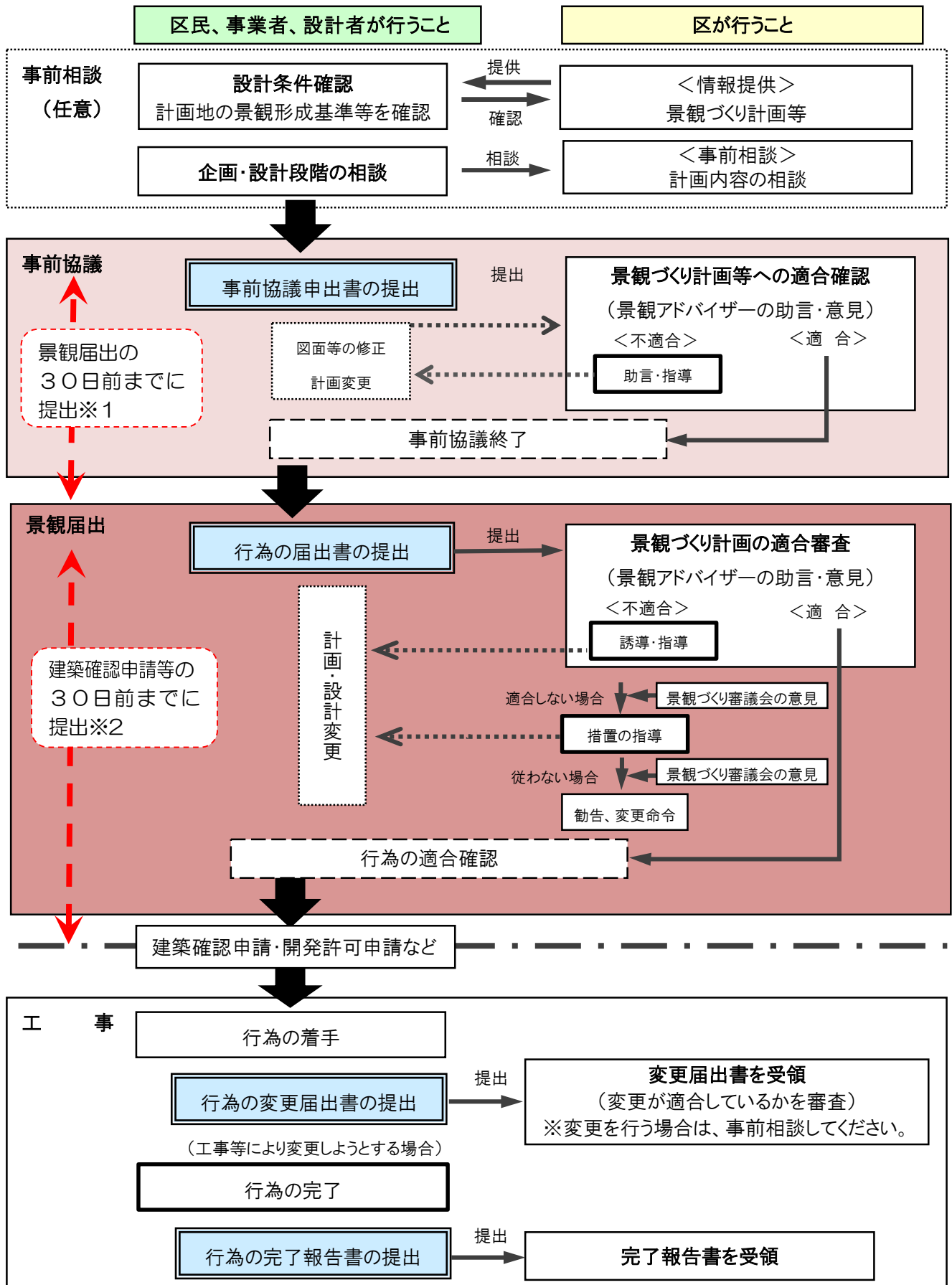
対象行為	地区区分	対象規模
建築物	一般地区	商業地域：高さ \geq 30m又は延べ面積 \geq 1,200 m^2
		近隣商業地域：高さ \geq 20m又は延べ面積 \geq 1,000 m^2
		その他の地域：高さ \geq 20m又は延べ面積 \geq 800 m^2
	景観形成重点地区	西が丘地区：全ての建築物 隅田川沿川地区：高さ \geq 15m又は延べ面積 \geq 800 m^2 旧古河庭園周辺地区：高さ \geq 20m又は延べ面積 \geq 800 m^2
工作物	全域	建築基準法第88条に規定する工作物（確認申請が必要な工作物）及び条例規則で定める工作物※1
開発行為	全域	開発区域面積が500 m^2 以上

※1：工作物の対象規模（条例施行規則の別表第4）

工作物の種類	届出規模
建築基準法第88条に規定する工作物（確認申請が必要な工作物）	
煙突（支枠及び支線がある場合においてはこれらを含み、ストーブの煙突を除く。）	高さ6mを超えるもの
鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（旗ざおを除く。）※	高さ15mを超えるもの
広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの	高さ4mを超えるもの
高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの	高さ8mを超えるもの
擁壁	高さ2mを超えるもの
昇降機、ウォーターシュート、飛行塔その他これに類する工作物	政令により指定するもの
製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物	政令により指定するもの
条例規則で定める工作物	
受水槽、冷却塔その他これらに類するもの	高さ6m以上
石油、ガスその他これらに類するものを貯蔵する施設	高さ6m以上
立体駐車場	高さ6m以上
アンテナ	高さ6m以上
護岸、橋梁、高架（鉄道、道路）その他これらに類するもの	全て

※ 架空電線路用並びに電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のもの（擁壁を含む）並びに電気通信事業法第2条第5項に規定する電気通信事業者の電気通信用のものを除く。

2. 景観届出および事前協議の手順



※1：条例施行規則により、建築行為の規模（一部）、工作物、開発行為については、15日前となるものがあります。

※2：開発行為許可申請や環境影響評価法の準備書等の送付など、一部の手続きにおいて提出時期が異なりますので、お問い合わせください。

3 景観届出書と事前協議書の提出期限

【景観届出書の提出期限】（条例施行規則 別表第1）

対象行為	手続	届出日又は通知日
建築物	<ul style="list-style-type: none"> 建築基準法 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 長期優良住宅の普及促進に関する法律 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 	申請等の30日前
	行為の着手	着手する日の30日前
工作物	<ul style="list-style-type: none"> 建築基準法 都市計画法 	申請等の30日前
	行為の着手	着手する日の30日前
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画法 	申請等の日
	行為の着手	着手する日の30日前

※環境影響評価法、東京都環境影響評価条例の提出等に伴う事前協議、届出の提出時期は異なりますので、お問い合わせください。

【事前協議書の提出期限】（条例施行規則 別表第5）

対象行為	協議申出期限
建築物	(1) 建築物の高さが15メートル以上又は延べ面積が800平方メートル以上の場合行為の届出日又は通知日の30日前
	(2) (1)以外の場合、行為の届出日又は通知日の15日前
工作物	行為の届出日又は通知日の15日前
開発行為	行為の届出日又は通知日の15日前

4 景観届出および事前協議に添付する図書等

(1) 必要な図書等

景観届出等に必要な提出図書は次のとおりです。

区分	必要な図書等
景観届出	景観計画区域内における行為の届出書（別記第1号様式）および添付図書
事前協議	景観計画区域内における行為の事前協議申出書（別記第5号様式）および添付図書

※別記様式は、北区のホームページからダウンロードすることができます。

【添付図書】（建築物の景観届出等）

	図面の種類	記載事項等
1	措置状況説明書	対象行為と地区区分に応じた措置状況説明書に記載
2	案内図	方位及び行為地
3	配置図	敷地の境界線及び建築物の位置
4	各階平面図	
5	外構平面図	植栽又は樹木がある場合はその名称
6	屋上伏せ図	屋根又は屋上に配置されている機械がある場合はその位置
7	立面図（四面・着色）	露出する建築設備、各部分の仕上げ方法及び色彩（マンセル値を併記すること。）
8	完成予想図（着色）	建築物及びその周辺の状況（パース）
9	現況写真（カラー）	行為地及びその周辺の状況
10	その他	必要に応じて、以下の参考資料を添付 <ul style="list-style-type: none"> 当該計画の景観形成に関する方針 周辺建築物との高さなどの検討（シミュレーション） 使用素材、塗装色彩の見本 その他

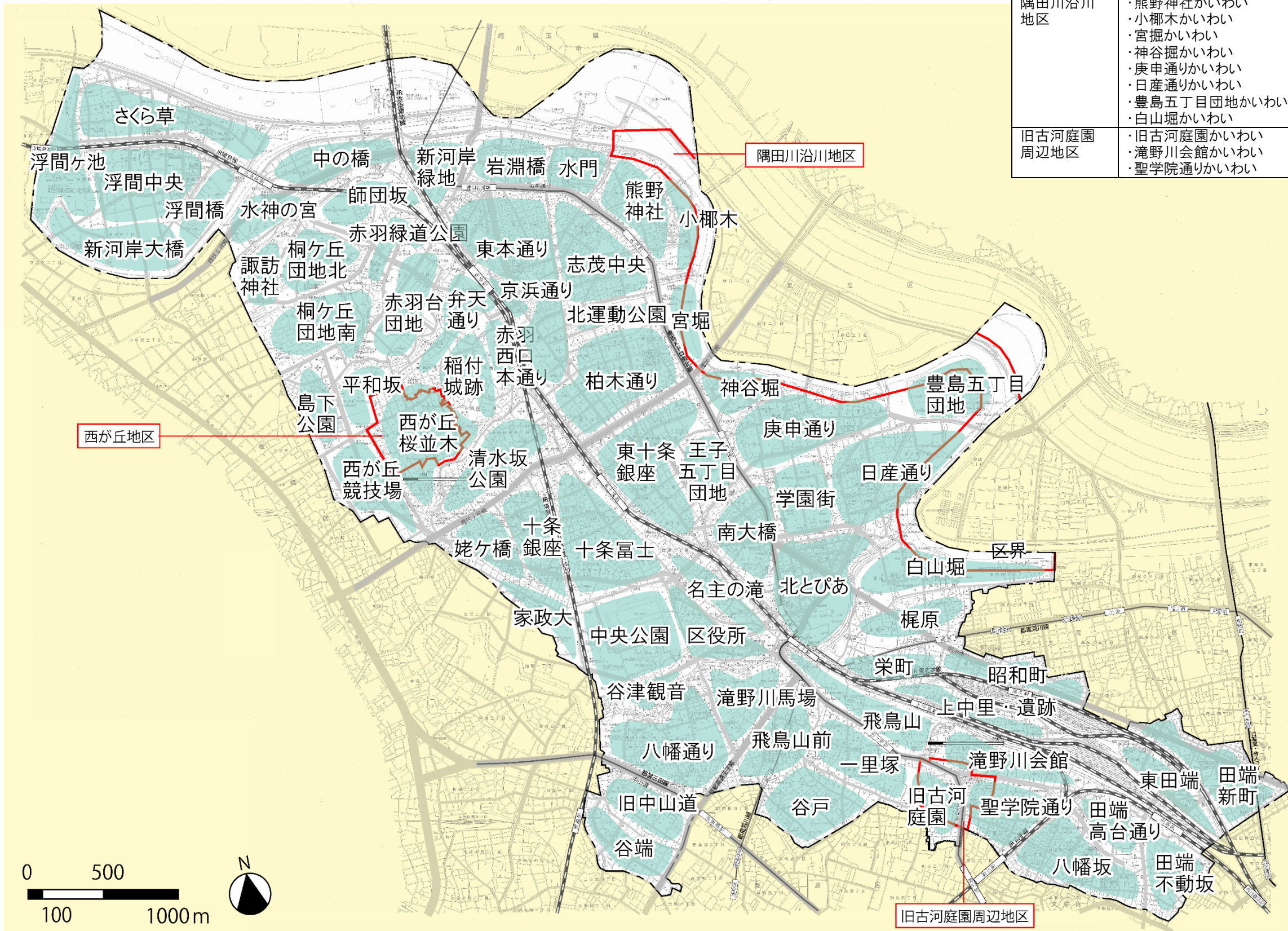
※添付する図面の縮尺について、適切に表示できない場合は、担当者へ相談ください。

※工作物、開発行為の景観届出等の添付図書は、条例施行規則 別表第2を参照ください。

詳細については、担当者へ相談ください。

資料編

1 各かいわいと特定地区の区域図



【特定地区（景観形成重点地区）】

地区名	該当するかいわい
西が丘地区	・西が丘桜並木かいわい
隅田川沿川地区	・熊野神社かいわい ・小柳木かいわい ・宮掘かいわい ・神谷掘かいわい ・庚申通りかいわい ・日産通りかいわい ・豊島五丁目団地かいわい ・白山堀かいわい
旧古河庭園周辺地区	・旧古河庭園かいわい ・滝野川会館かいわい ・聖学院通りかいわい

【特定地区（景観形成方針地区）】

地区名	関連するかいわい
飛鳥山公園周辺地区	・飛鳥山かいわい ・北とびあかいわい ・名主の滝かいわい ・区役所かいわい ・栄町かいわい ・滝野川馬場かいわい ・飛鳥山前かいわい ・一里塚かいわい
石神井川沿川地区	・日産通りかいわい ・白山堀かいわい ・北とびあかいわい ・梶原かいわい ・栄町かいわい ・飛鳥山かいわい ・名主の滝かいわい ・区役所かいわい ・滝野川馬場かいわい ・谷津観音かいわい ・八幡通りかいわい
崖線沿線地区	・師団坂かいわい ・諏訪神社かいわい ・桐ヶ丘団地北かいわい ・桐ヶ丘団地南かいわい ・赤羽緑道公園かいわい ・赤羽台団地かいわい ・弁天通りかいわい ・平和坂かいわい ・西が丘桜並木かいわい ・稲付城跡かいわい ・赤羽西口本通りかいわい ・清水坂公園かいわい ・十条富士かいわい ・名主の滝かいわい ・飛鳥山かいわい ・一里塚かいわい ・旧古河庭園かいわい ・滝野川会館かいわい ・聖学院通りかいわい ・田端高台通りかいわい ・八幡坂かいわい ・田端不動坂かいわい
都電沿線地区	・梶原かいわい ・栄町かいわい ・昭和町かいわい ・北とびあかいわい ・飛鳥山かいわい ・名主の滝かいわい ・区役所かいわい ・滝野川馬場かいわい ・飛鳥山前かいわい ・谷戸かいわい
荒川沿川地区	・浮間ヶ池かいわい ・さくら草かいわい ・中の橋かいわい ・新河岸緑地かいわい ・岩淵橋かいわい ・水門かいわい
中央公園周辺地区	・中央公園かいわい ・十条富士かいわい ・区役所かいわい ・家政大かいわい ・谷津観音かいわい

2 景観形成基準の逆引き

(1) 一般地区

【建築物】

景観形成基準			参照ページ
配置	配置	1) 建築物は、周辺への圧迫感や違和感がないように、壁面の位置の連続性や適切な隣棟間隔の確保など、まちなみとの調和に配慮します。	18
高さ・規模	高さ	1) 建築物の高さは、土地利用に応じて、まちなみのスカイラインとの調和を図ります。	20
形態・意匠・色彩	形態・意匠	1) 建築物の形態・意匠は、まちなみとの調和に配慮します。	22
		2) ファサード(建物の正面)は、地域のまちなみに調和したデザイン、材質、色彩を工夫します。	22
		3) 低層部については、特に外壁の素材やデザインに配慮し、必要に応じて一部を歩行者に開放するなどまちなみ全体に配慮します。	22
	色彩	4) 外壁の色彩については、別途定める色彩基準に適合するようにし、景観を損ねるような過剰な色彩はできるだけ避け、周囲の景観に配慮します。	-
		5) 屋根の色彩は、周囲の景観から突出しないように明度や彩度を抑えた色彩を用いるよう配慮します。	-
公開空地・外構・緑化等	外構	1) 外構計画は、隣接する敷地や道路など、まちなみとの調和を図った色調や素材とします。	25
	緑化	2) 敷地境界の生垣化、屋上や壁面の緑化など、敷地内の緑化に配慮します。また、建築物の入口部分などにスペースを確保し、緑化するなどの工夫をします。	-
		3) 公開空地を確保し、外からもみどりが見えるようにしたり、柵や塀を緑化するなど、道路から見える位置に緑化するように工夫をします。	26
	附帯施設	4) 建築物に附帯する構造物や設備等は、建築物本体との調和を図ります。	28
		5) 外部に露出した屋上の貯水槽や冷暖房の室外機などの設備機器類は、外部から直接見えないようにし、建物と違和感のないデザインにします。	28
		6) 住宅のガス・水道などのメーター類や郵便受けなどはデザイン上の配慮をします。	-
		7) 駐車場は、まちの景観を損ねないように配置し、地下等に駐車場を設ける場合は、駐車場への出入口について景観上配慮します。また、車路となる路面には景観を意識した舗装をしたり、駐車するスペースの周辺には目かくし効果となる緑化を施すなど、工夫をします。	28
		8) 駐輪場を適切に設置し、まちなみの景観を損なわない配置やデザインとなるよう配慮します。	28

【工作物】

景観形成基準			参照ページ
配置	配置	1) 道路などの公共空間と連続したオープンスペースの確保や、配置の工夫など、まちなみとの調和に配慮します。	31
高さ・規模	規模	1) まちなみに調和し圧迫感を感じさせないような隣棟間隔を確保し、長大な壁面の工作物とならないよう配慮します。	-
形態・意匠・色彩	形態・意匠	1) 工作物の形態・意匠は、まちなみとの調和に配慮します。	31
		2) 擁壁は壁面緑化などにより、まちなみとの調和やうるおいの創出に努めます。	31
		3) 色彩は、建築物の景観形成基準における色彩基準への適合を図り、まちなみとの調和に配慮します。強い色調は、アクセントとして用いるにとどめます。	-
緑化	緑化	1) 敷地内や壁面などを緑化することにより、まちなみとの調和やうるおいの創出に努めます。	-

(2) 西が丘地区

【建築物】

景観形成基準			参照ページ
配置	配置	1) 建築物の壁面の道路及び隣地境界からの後退距離は、0.5m以上とし、圧迫感をやわらげます。ただし、道路に面して店舗がある場合は、1 階部分のみを後退させ、歩行者や来店者が好感を持てるような、ゆとりのある配置となるよう配慮します。	18
高さ・規模	高さ	1) 建築物の高さは、土地利用に応じて、まちなみのスカイラインとの調和を図ります。	20
	規模	2) 建築物の敷地面積は、100 m ² (約 30 坪)以上とし、ゆとりのある敷地規模を保つよう配慮します。	24
形態・意匠・色彩	意匠・形態	1) 建築物の形態・意匠は、まちなみとの調和に配慮します。	22
	色彩	2) 外壁の色彩は、別途定める色彩基準に適合するようにし、低・中彩度の範囲内を原則としてまちなみとの調和に配慮します。強い色調は、アクセントとして用いるにとどめます。	-
		3) 屋根の色彩は、外壁の基調となる色彩にあわせて、落ち着いた雰囲気となるよう、まちなみとの調和に配慮します。	-
	バルコニー・ベランダ	4) ベランダ・バルコニーや外階段、外廊下、窓台については、建築物の形態にあわせ落ち着いた雰囲気となるよう配慮します。	24
		5) ベランダ・バルコニーなどは、形態の工夫により、洗濯物などについて、道行く人々に対する景観に配慮します。	24
公開空地・外構・緑化等	外構	1) 外構計画は、隣接する敷地や道路など、まちなみとの調和を図った色調や素材とします。	25
	垣塀柵	2) 垣塀柵について道路に面して設けるものは、生垣とするなどうまいのある空間への寄与に配慮します。	30
		3) 垣塀柵は適度に敷地の内部が確かめられるような仕様にする事で、地域の景観や防犯に配慮します。	30
		4) 垣塀柵の色彩は、建築物の基調色と同様の基準とし、まちなみに配慮します。	30
		5) 垣塀柵の高さは、人の視線を妨げない高さとなるよう配慮します。やむを得ずこれを超える場合は、色彩、素材を工夫し圧迫感のないものとします。	30
		6) 窓先や庭先には草木を飾るなど、うまいを創出するとともに、落ち着いた空間を演出します。	26
	緑化	7) 既存の樹木をできるだけ保存するよう配慮します。	-
		8) 敷地内は、敷地面積に対する緑化の割合が、北区みどりの条例における緑化面積の基準による数値を満たすように配慮します。	-
		9) 駐車場や物置などは、まちなみの景観を損なわないよう配慮します。	29
	附帯施設	10) エアコンの室外機は、安全性の面から排気の吹き出し方向に注意するなど、歩行者の安全や景観に配慮した配置とします。	29
		11) 日除けテントは、建築物との一体性やまちなみとの調和など、違和感のないデザインとするとともに、歩行者の通行の妨げとならないように配慮します。	-
		12) ごみ集積所は、配置やごみの出し方に工夫して、景観を損ねないよう配慮します。	29
		13) 駐輪場を適切に設置し、まちなみの景観を損なわない配置やデザインとなるよう配慮します。	28

【工作物】

景観形成基準			参照ページ
配置	配置	1) 道路などの公共空間と連続したオープンスペースの確保や、配置の工夫など、まちなみとの調和に配慮します。	31
高さ・規模	規模	1) まちなみに調和し圧迫感を感じさせないような隣棟間隔を確保し、長大な壁面の工作物とならないよう配慮します。	-
形態・意匠・色彩	意匠・形態	1) 工作物の形態・意匠は、まちなみとの調和に配慮します。	31
		2) 擁壁は壁面緑化などにより、まちなみとの調和やうまいの創出に努めます。	31
		3) 色彩は、建築物の景観形成基準における色彩基準への適合を図り、まちなみとの調和に配慮します。強い色調は、アクセントとして用いるにとどめます。	-
緑化	緑化	1) 敷地内や壁面などを緑化することにより、まちなみとの調和やうまいの創出に努めます。	-

(3) 隅田川沿川地区

【建築物】

景観形成基準			参照ページ
配置	配置	1) 敷地が水域に接する場合は、水域側にオープンスペースを設け、圧迫感を軽減するような配置とします。	19
		2) 建築物の壁面の位置の連続性や適切な隣棟間隔の確保など、隅田川沿いのまちなみに配慮した配置とします。	19
		3) 隅田川に建築物の顔を向けた配置とします。	19
		4) 敷地内やその周辺に歴史的な資源や残すべき自然などがある場合は、これらを活かした配置とします。	-
高さ・規模	高さ	1) 建築物の高さは、土地利用に応じて、まちなみのスカイラインとの調和を図り、著しく突出した高さの建築物は避けます。	20
		2) 隅田川の水面上、対岸、橋梁などの主要な眺望点(道路・河川・公園など)からの見え方に配慮します。	20
形態・意匠・色彩	形態・意匠	1) 建築物の形態・意匠は、建築物自体のバランスだけでなく、隅田川沿いの周辺のまちなみとの調和を図ります。	22
		2) 建築物の外壁は、隅田川に面して長大な壁面を避けるなど、圧迫感の軽減を図ります。	22
		3) 建築物の屋根・屋上に設備等がある場合は、建築物と一体的に計画するなど、周囲からの見え方に配慮します。	22
	色彩	4) 建築物の外壁や屋根の色彩は、別途定める色彩基準に適合するようにし、低・中彩度の範囲内を原則として周辺との調和に配慮します。強い色調は、アクセントとして用いるにとどめます。	-
	バルコニー	5) ベランダ・バルコニーや設備などは、建築物本体との調和を図り、形やデザインに配慮します。	24
公開空地・外構・緑化等	外構	1) 外構計画は、隣接する敷地や道路など、周辺のまちなみとの調和を図った色調や素材とします。	25
		2) 隅田川沿いにオープンスペースを確保し、隣接するオープンスペースとの連続性に配慮して一体的な空間とします。	25
	塀柵	3) 敷地と水域の境界部に設置する塀や柵は、できる限り開放性のあるものにします。	30
	緑化	4) 敷地内はできる限り緑化を図り、隅田川沿いのみどりと連続させます。また、屋上や壁面の緑化を積極的に検討します。	-
		5) 緑化にあたっては、川辺の環境に適した樹種を選定し、周辺の景観との調和を図るとともに、植物の良好な生育が可能となるよう、植栽地盤を工夫します。	27
	施附設帯	6) 建築物に附帯する構造物や設備等は、建築物本体との調和を図ります。	28
その他	照明	1) 夜間の景観を落ち着きあるものにするため、過度な照明を隅田川に向けないようにします。	-

【工作物】

景観形成基準			参照ページ
配置	配置	1) 道路などの公共空間と連続したオープンスペースの確保や、配置の工夫など、まちなみとの調和に配慮します。	31
高さ・規模	規模	1) まちなみに調和し圧迫感を感じさせないような隣棟間隔を確保します。	-
		2) 水上や遊歩道から見たときに圧迫感を感じる、長大な壁面の工作物とならないよう配慮します。	-
形態・意匠・色彩	意匠・形態	1) 工作物の形態・意匠は、まちなみとの調和に配慮します。	31
		2) 擁壁は壁面緑化などにより、まちなみとの調和やうるおいの創出に努めます。	31
	色彩	3) 工作物の色彩は、建築物の景観形成基準における色彩基準への適合を図り、まちなみとの調和に配慮します。強い色調は、アクセントとして用いるにとどめます。	-
緑化	緑化	1) 敷地内や壁面などを緑化することにより、まちなみとの調和やうるおいの創出に努めます。	-

(4) 旧古河庭園周辺地区

【建築物】

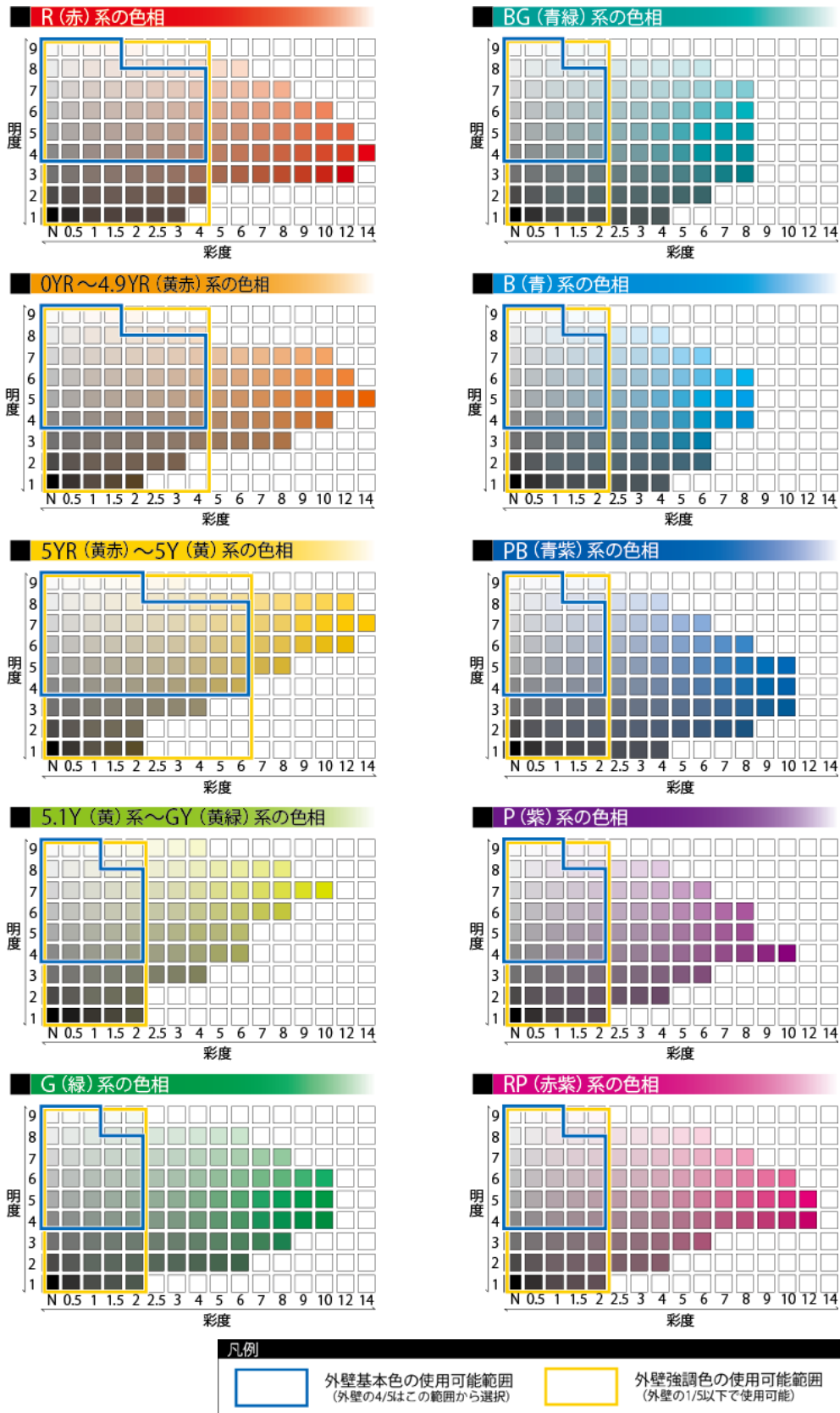
景観形成基準			参照ページ
配置	配置	1)隣地間隔や隣棟間隔を十分確保し、庭園からの眺望の開放感を阻害しないようにします。また、周辺のまちなみに配慮した配置とします。	19
		2)敷地内に庭園の築造と関係のある歴史的に重要な遺構や、残すべき自然などがある場合は、これらを活かした建築物の配置とします。	-
高さ・規模	高さ	1)建築物の高さは、庭園内部の主要な眺望点からの見え方をシミュレーションし、庭園からの眺望を阻害する高さや規模とならないように配慮します。	21
		2)庭園外周部と隣接している敷地においては、庭園外周部の樹木の高さを著しく超えることのないよう計画します。	21
形態・意匠・色彩	意匠・形態	1)建築物全体及び隣接する建築物等との形態のバランスを検討し、特に庭園景観の背景としてふさわしい落ち着いた意匠とします。	23
		2)建築物の外壁は、長大な壁面を生じさせないようにし、壁面を分割するなど、庭園からの眺望に対して、圧迫感を感じさせないようにします。	23
		3)建築物の外装材は、反射素材などの庭園からの眺望を阻害する素材の使用は避けるようにします。屋根、屋上に設備がある場合、庭園側に露出させないようにします。	23
		4)建築物の屋根・屋上は、突出した形状を避け、庭園外周部の樹木のスカイラインと調和したものとします。	23
	色彩	5)建築物の外壁や屋根の色彩は、別途定める色彩基準に適合するようにし、低・中彩度の範囲内を原則として周辺との調和に配慮します。強い色調は、アクセントとして用いるにとどめます。	-
バルコニー	6)ベランダ・バルコニーや設備などは、建築物本体との調和を図り、形やデザインに配慮します。	24	
公開空地・外構・緑化等	外構	1)外構計画は、隣接する敷地や道路など、周辺のまちなみとの調和を図った色調や素材とします。	25
		2)敷地内ではできる限り緑化を図り、庭園のみどりとの連続性を確保し、うるおいのある空間を創出します。	-
	緑化	3)緑化にあたっては、庭園樹種と同一性のある樹種を選定します。	27
		4)対象行為により、庭園内の重要な樹木及び湧水等に悪影響を及ぼさないようにします。	27
		5)屋上緑化や壁面緑化を行い、都市におけるみどりの創出に積極的に寄与します。	27
		施附設帯	6)建築物に附帯する構造物や設備等は、建築物本体と調和を図り、庭園からの眺望を阻害しないものとします。
7)窓面の内側から広告物等を庭園に向けて表示しないようにします。	-		
その他	照明	1)夜間の景観を検討し、過度な照明を庭園側に向けないようにします。	-

【工作物】

景観形成基準			参照ページ
配置	配置	1)道路などの公共空間と連続したオープンスペースの確保や、配置の工夫など、まちなみとの調和に配慮します。	31
高さ・規模	高さ・規模	1)工作物の高さは、庭園内部の主要な眺望点からの見え方をシミュレーションし、庭園からの眺望を阻害する高さや規模とならないように配慮します。	-
		2)まちなみに調和し圧迫感を感じさせないような隣棟間隔を確保し、長大な壁面の工作物とならないよう配慮します。	-
形態・意匠・色彩	形態・意匠	1)工作物の形態・意匠は、庭園景観に調和した落ち着きのあるものとなるよう配慮します。	31
		2)壁面を分節化するなどの工夫をし、庭園から眺望できる部分が長大な面積とならないように配慮します。	-
		3)擁壁は壁面緑化などにより、まちなみとの調和やうるおいの創出に努めます。	31
緑化	緑化	4)色彩は、建築物の景観形成基準における色彩基準への適合を図り、まちなみとの調和に配慮します。強い色調は、アクセントとして用いるにとどめます。	-
		1)敷地内や壁面などを緑化することにより、まちなみとの調和やうるおいの創出に努めます。	-

3 カラーチャート

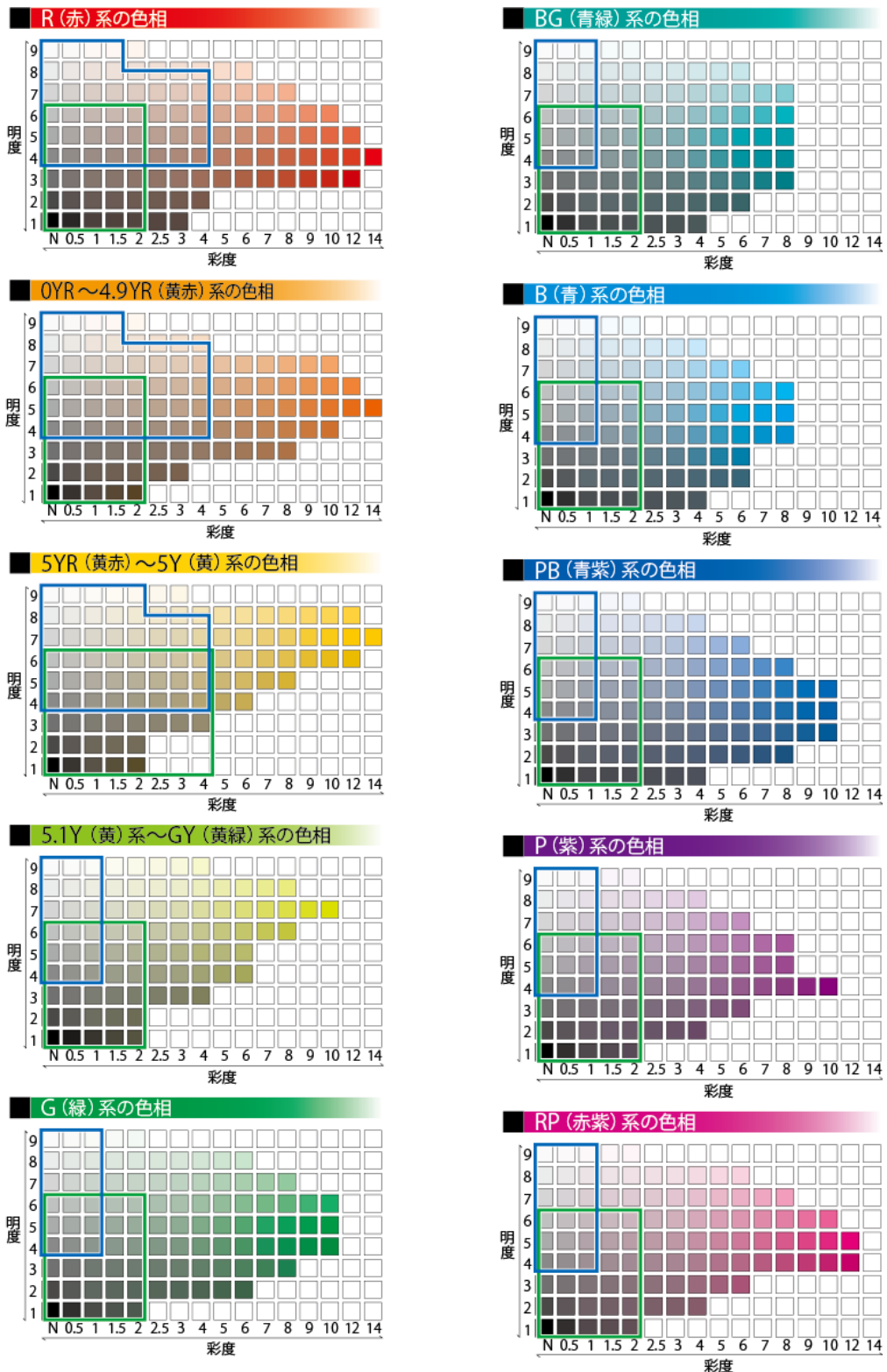
(1) 一般地区 及び 景観形成重点地区 西が丘地区



図：株式会社カラープランニングセンター作成

- ※ 印刷物による発色と実際のマンセル値は色彩が異なります。
- ※ 上図は、33ページの表の一部を参考に示したものです。

(2) 景観形成重点地区 隅田川沿川地区

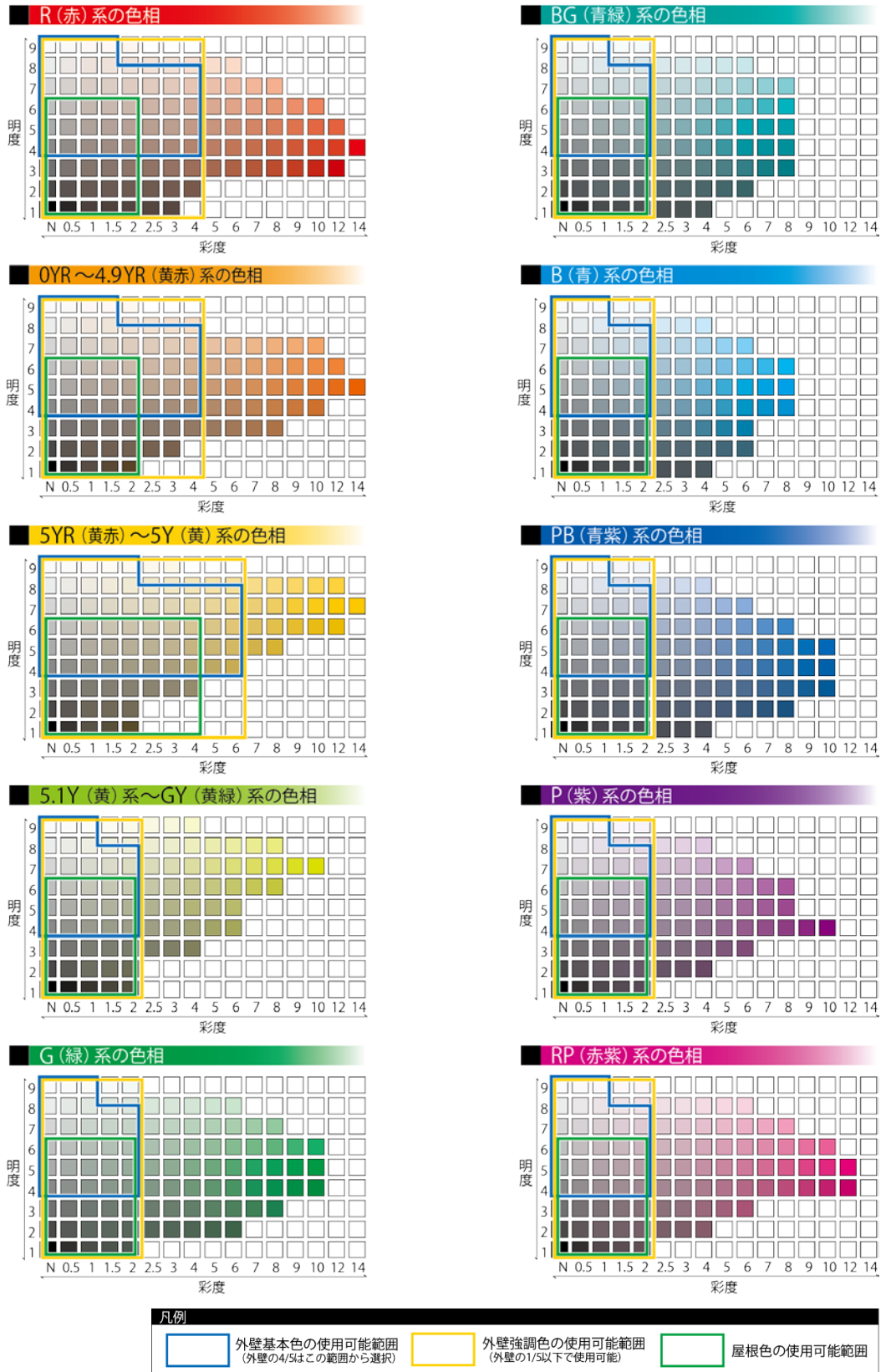


凡例
 外壁基本色の使用可能範囲 (外壁の4/5はこの範囲から選択)
 屋根色の使用可能範囲

図：株式会社カラープランニングセンター作成

- ※ 印刷物による発色と実際のマンセル値は色彩が異なります。
- ※ 上図は、33ページの表の一部を参考に示したものです。

(3) 景観形成重点地区 旧古河庭園周辺地区

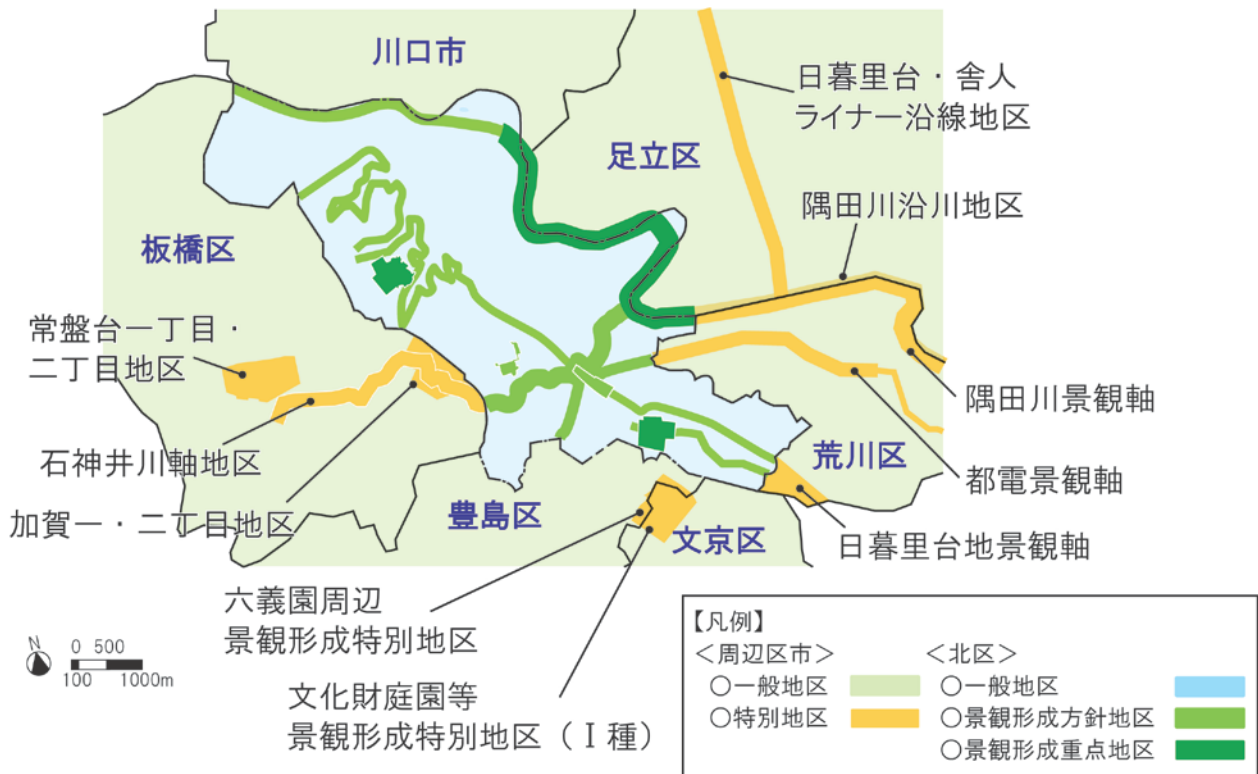


図：株式会社カラープランニングセンター作成

- ※ 印刷物による発色と実際のマンセル値は色彩が異なります。
- ※ 上図は、33ページの表の一部を参考に示したものです。

4 周辺区市における景観計画策定状況

北区に隣接する周辺区市における景観計画の策定状況は、以下のとおりとなっています。区境に該当するものは、周辺区市の景観形成基準も考慮した上で、一体的な景観づくりを進めていきましょう。



(平成 27 年 9 月時点)

市区名	景観計画	ガイドライン／手引き／その他
板橋区	・板橋区景観計画	・景観デザインガイドライン ・景観色彩ガイドライン ・みどりのヒント集
豊島区	・豊島区景観計画(素案)	—
文京区	・文京区景観計画 ・文京区景観計画(根津景観形成重点地区追録版)	・文京区景観づくりの手引き
足立区	・足立区景観計画	・景観形成のための基準 ・景観形成のための基準(色彩編)
荒川区	・荒川区景観計画	・荒川区景観形成ガイドライン(公共空間編) ・荒川区景観形成ガイドライン(民間施設編) ・荒川区景観まちづくりの手引き
川口市	・川口市景観計画	

北区景観づくり ガイドライン

刊行物登録番号
27-1-062

平成27年9月発行

発行 東京都北区まちづくり部都市計画課

〒114-8508

東京都北区王子本町一丁目15番22号

電話 03-3908-9152 (ダイヤルイン)



City of Kita

